

# 平成27年五條市議会第3回9月定例会（第3号）

日 時 平成27年 9 月 1 1 日（金） 午前 1 0 時 開議

## 議事日程

### 第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	福 塚 実	<p>1 教育現場における子供たちの現状について            (1) 深夜徘徊と無断外泊の現状について            (2) 不審者情報の共有について</p> <p>2 五條市における不法投棄の現状と残土処分について            (1) 不法投棄の現状について            (2) 残土処分や民有地への不法投棄の対応について</p> <p>3 五條市の未来像について            (1) 公共施設の今後について            (2) 公共施設の運用について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>
2	宗 部 康 寛	<p>1 JR大和二見駅周辺について            (1) トイレの改修について            (2) 踏切の拡幅について</p> <p>2 防災対策の徹底について            (1) ハザードマップについて            (新町・二見地区の浸水エリアの明記について)            (2) 災害時の避難情報について</p> <p>3 旧五條高等学校南側市道について            (1) 岡口6号線から本町6号線の道路拡幅計画について</p> <p>4 五條市の観光行政について            (1) 魅力発信のPR活動について            (2) 外国人観光客の誘客活動について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
3	大 谷 龍 雄	<p>1 精神障害者の医療費自己負担分への助成の拡大について  (1) 精神障害者保健福祉手帳2級所持者も対象とすることについて</p> <p>2 消防署等の体制強化のもとでの災害救援の強化と陸上自衛隊駐屯地誘致の不必要について</p> <p>3 安全保障関連法案（戦争法案）の国会審議内容と米軍と自衛隊に関する事故状況からみた陸上自衛隊駐屯地誘致の見直しについて</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

- 第二 報第 十八号 専決処分の報告、承認を求めることについて（平成二十七年年度一般会計補正予算（第二号））
- 第三 議第四十九号 五條市個人情報保護条例の一部改正について
- 第四 議第 五十号 職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 第五 議第五十一号 五條市手数料徴収条例の一部改正について
- 第六 議第五十二号 五條市環境衛生施設周辺整備事業に伴う集会所設置条例の一部改正について
- 第七 議第五十三号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第八 議第五十四号 平成二十七年五條市一般会計補正予算（第三号）議定について
- 第九 議第五十五号 平成二十七年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第十 議第五十六号 平成二十七年五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第十一 認第 一号 平成二十六年五條市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認第 二号 平成二十六年五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 三号 平成二十六年五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 四号 平成二十六年五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 五号 平成二十六年五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 六号 平成二十六年五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 七号 平成二十六年五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 八号 平成二十六年五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 九号 平成二十六年五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 十号 平成二十六年五條市水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

出席議員(十二名)

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大谷	益田	吉田	山田	福塚	岩本	窪田	吉田	宗部	牧野	平岡	養田
龍吉	吉田	雅雅	耕			佳		康	雅	清	全
雄	博	範	司	実	孝	秀	正	寛	一	司	康

欠席議員(なし)

説明のための出席者

市長	副市長	教育長	代表監査委員
太	檉	堀	川
田	内	内	元
好	成	伸	憲
紀	吉	起	釋

事務局職員出席者

事務局次長	山田和宏
事務局係長	山田剛
事務局主任	山田美則
理事(総務部長)	山田和宏
市長公室長	山田和宏
危機管理監	山田和宏
すこやか市民部長	山田和宏
あんしん福祉部長	山田和宏
産業環境部長	山田和宏
都市整備部長	山田和宏
教育部長	山田和宏
西吉野支所長	山田和宏
大塔支所長	山田和宏
水道局長	山田和宏
会計管理者	山田和宏
秘書課長	山田和宏
企画政策課長	山田和宏
財政課長	山田和宏
土地開発公社事務局長	山田和宏
事務局次長	山田和宏
事務局係長	山田和宏
事務局主任	山田和宏

午前十時零分再開

○議長（窪 佳秀）ただいまから昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

益田吉博議員から遅刻届が出ております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（窪 佳秀）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（窪 佳秀）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確をお願いいたします。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からといたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を合わせて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いします。

初めに、八番、福塚 実議員の質問を許します。八番福塚 実議員。

〔八番 福塚 実質問席へ〕

○八番（福塚 実）それでは議長の発言の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず一番に、教育現場における子供たちの現状について。二番に、五條市における不法投棄の現状と残土処分について。三番、五條市の未来像について質問させていただきます。

それでは一番の、教育現場における子供たちの現状について質問させていただきます。

まず、(一)の深夜はいかいと無断外泊の現状について質問させていただきます。

今一番問題視されているのは、ここ最近の子供の深夜はいかいと無断外泊の結果、様々なトラブルや事件に巻き込まれる事例がテレビやニュースで報じられています。子供の連れ去り事件、また大阪府寝屋川市の中学一年生二人はそのまま消息を絶ち、遺体で見つかった事件、私たちが持つ親として大変残念な気持ちと犯人への怒りを禁じ得ません。

夏休みやお祭り、花火大会など、次第に夜間に出掛ける機会が増えやすい時期、学校やPTA、保護者の皆さんには特に注意していただかなくてはならないと思います。また最近では、塾等で夜十一時過ぎまで勉強しているお子さんを多く見掛けます。また保護者の方々が送り迎えをされていると見受けられます。その中で、コンビニ等で親御さんを待っている子供や自転車で帰る方、徒歩で帰るなど、塾終わりに帰宅する形態は様々です。やはり学校側としても、そのような現場を調査し、より安全な対策を考えていただきたいと思うのですが、どのように教育委員会としてはお考えですか。担当部長、お答えください。

○議長(窪 佳秀) 近井教育部長。

○教育部長(近井稔巳) 八幡塚議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市教育委員会では、年度当初及び長期休業期間前には、各学校を通して児童・生徒に対し深夜はいかい禁止等の指導を行っているところでございます。

また、無断外泊についても同様に指導を行っております。

平成十四年度には、国では文科省と警察庁が学校・警察の間で連絡連携制度を設けました。それを受け本県においても警察・学校・教育委員会が情報を提供、共有し合うなど連携を図っております。そうした取組もあり、本市では平成二十五年度和平成二十六年度において、深夜はいかい、午後十一時から午前四時までということで補導された児童・生徒は皆無であると警察から報告を受けております。

もし、深夜はいかい等で警察に補導された場合には、補導された生徒の保護者に警察から連絡がなされ、引き取りに来ていただくか、連絡が付かない場合は、児童・生徒の学校に連絡がいくことになっております。

また、奈良県青少年の健全育成に関する条例の第三十二条においては、「保護者は、十八歳未満の青少年を深夜に外出させないように努めなければならない。」と規定されており、違反した場合は十万円以下の罰金、又は、科料に処せられることになっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）条例とかでどのように決まっているのですけれども、無断外泊や夜間のはいかい等は保護者にアンケート調査などを行って詳細に家庭の状況を調べていく必要があると思います。

私も今年になってPTAの役をしておりますけれども、夜間の巡視という形でPTAの役員が学校の先生と共に五條市の巡回にまいりましたけれども、幸いにも中学生等の夜間はいかいをしている人は見掛けませんでした。しかし、未成年ということで高校生等が河川敷等で花火をしていると、それも男女、単車で来ている方や自転車で来ている方が、私が行ったときには三組ほどおられましたけれども、やはり五條市としても青少年という意味でそういう方々に、もし真つ黒な大川橋の河川敷で何らかのトラブルに巻き込まれたときに大変危険な状態ではないかなと思います。小学生、中学生、高校生も含めて五條市としては様々な対応を求めているのではないかなと思います。不審者というのは、またトラブルというのは、どのようなところで起こるか分からないので、教育委員会としてもその辺を注視していただきたいなど。そして、今後学校側にも様々な対応を考えてもらいたいと思うんです。また、県の方におきましては、県の条例で青少年の夜間のはいかいを禁止する、午後十一時以降は遊興施設に立入り禁止というふうな条例もありますので、その辺の周知も教育委員会としては徹底していただきたい。まず、映画館でも午後十一時を過ぎるような映画鑑賞は保護者同伴であっても禁止されているというのが、樞原の映画館でもそうでしたけれども、その辺の周知ができていくかどうかもお聞かせください。

○議長（窪 佳秀）近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

そういう補導関係の周知がされているかどうかという御質問なんですけれども、学校では児童・生徒と担任で連絡ノートを交わしながら日々の指導を行うということを基本態勢とさせていただいています。連絡ノートや学校での活動を通して児童・生徒の様子の変化が起きた場合は、家庭訪問を実施したりとか保護者との連絡連携を密にすることよって情報を収集しております。

五條警察、あるいは保護者と学校側が連携をしながら子供たちの様子をしっかり見守っていくことを基本的に学校側としてやっておりますので、そのことについて重点的にこれからも教育委員会として指導していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）それでは、未成年、中・高校生の方に対してどのような対応を考えているのか、担当部長、答えられる方でよろしいでしょうか、答えていただけますか。

○議長（窪 佳秀）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

高校生の部分については、直接的には教育委員会が扱う部分は、幼稚園、小学生、中学生という範ちゅうになっておりますけれども、当然五條市の中学生が高等学校へ進みますし、高等学校だといって教育委員会の範囲ではないという捉え方は毛頭しておりません。しかし実際的には、高等学校は県の教育委員会の指示の下に指導していくという形が原則であります。五條市の場合は生徒指導連絡協議会というのが毎月一回行われています。その中で、それぞれの様々な事例について交流をして、共につながりながら取り組むという形をとっておりますので、高等学校の方へも小・中学校でありましたことはいつも流し、お互いに連絡をとって指導していただいております。それらを通し全ての子供たちに指導が届くようにというように努めているところでです。

また、それと併せて、子供たちの指導の部分につきましては、先に行われました教育再生実行会議の中でも委員の中からどのような役割を分担しながら進めていくのかと、高槻の事件を受けて話が出されたようであります。そのときにも、それぞれの守備範囲を持ちながらお互いが連携して取り組むことが一番大切ではないのかという意見が非常に強く出されたと聞いております。

教育委員会も決してどこの責任やうんぬんじゃなくて、中心になりながらしっかりと子供の安全というものを守っていかなければなりませんし、また行政全体でそういった問題が起これないような、昨日も御質問の中にもございましたけれども、みんなでそういう犯罪のない安全・安心なまちづくりというのを一緒に作っていかなければならない、そんな認識の基に進めてまいりたいというように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）教育長の心強いお言葉有り難いと思います。やはり五條市の子供というのは保育所、小学校、中学校また垣根を越えて高校生と、五條市全体の子供として、子供をひとくくりにして垣根を取っ払った考えで、五條市も教育委員会も行動していただきたいと思います。その辺よろしくお願いしておきます。

それでは（二）の不審者情報の共有について質問させていただきます。

最近よくテレビやニュース等で不審者による連れ去り事件、監禁などよく見掛けます。主な事案として、よく不審者となるのは、声掛け事案、通学路などで犯罪の可能性がある声掛け、子供が不安を感じる言葉を掛けられる。あるいは不安を感じる態度で話し掛ける。

二番に、付きまとい事案、子供の通学路などで進路妨害また後を付きまといられる行為、そして三番、連れ去り容疑事案、子供や女性に対し言葉巧みに車に乗せようとする行為、四番、性的嫌がらせ行為、体を触わるなどの痴漢行為、性的な言葉を投げ掛けられる。五番、写真撮影、見知らぬ人に写真撮影される盗撮などがあります。

また、悪意のない行為であっても、子供や女性、保護者が不安を抱き錯誤して取り扱われるケースもありますが、子供たちや保護者、学校、市民、学校ボランティアなどに迅速に情報の共有が必要です。今はメールなどで連絡等が送られてきますが、まだまだ不十分に思われます。やはり地域住民などへの情報共有などができていないと思われれます。また不審者を見掛けたり、遭遇した場合、迅速に警察、保護者、学校などへの連絡体制を確立しなくてはなりません。

また、五條市の昨年の不審者事案は五件ほどあります。今年になって不審者情報は三件ほどありますが、奈良県全体では昨年だけで約百四十七件もあるそうです。また不審者は市内とは限らず、市外、県外問わず車などを利用しているケースも多く、大変心配です。学校、教育委員会、市ではどのような対策をとられているのか、担当部長、お答えください。

○議長（窪 佳秀） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 八番福塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

五條市教育委員会では、今年二月に紀の川市で小学校五年生男子殺害事件が発生し発覚した直後、校園長会に指示し、メールアドレスを保護者に配信いたしました。

また、七月四日に香芝市の女子小学生連れ去り事件が発生後には、各学校に注意喚起の文書を送付いたしました。

先ほど福塚議員が申されたとおり、本年度の不審者情報については、平成二十七年度は四件あるということで、その内容については、追尾事案が二件、それから不審者目撃事案、これは上半身裸体ということ一件、それから脅威事案、これは触る、露出ということで一件でございます。

この情報が入って、教育委員会といたしましては、すぐに子どもサポートセンターの方から各学校、園の方にファックスを送り、学校側は

それに対してマメールによって保護者の方にすぐ連絡を取らせていただきました。その後、いずれにしても警察と子どもサポートセンター、教育委員会が現地に駆けつけて、その当りを巡回させていただき、対応をさせていただいて、大事には至らなかったのですけれども、いずれも二日、三日後までその辺りの巡回で対応させていただいたのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 二日、三日見守って安全かどうかというのは、それは安全確認にはまずならないと私は思います。

この不審者情報というのは、保護者もそうですけれども、学校関係、また地域の方々にも情報提供というのが重要だと思われれます。その辺について、教育委員会も含めて、また市としても何らかの対応をとらなくてはいけないと思っておるのですけれども、不審者情報は、一応不審者情報マップというのがあるのですね。その辺を教育委員会、理解をされているのでしょうか。

○議長（窪 佳秀） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 八番福塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

マップということは、私は理解していません。申し訳ないですけれども。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） これを調べると奈良県全体で五條市は何件、御所市は何件、橿原市は何件、大和高田市は何件という、不審者情報の地図が出てきます。ネットで調べると、その中にはどのような事案があったかと、詳しく地図を載せた上で、どの地域で起こったかというピンポイントでバツ印を付けて掲載されております。やはりそのような不審者情報マップというものを保護者に見ていただくとか、また地域の方に理解していただくためにもそのようなマップを使って周知していただく、どの辺でどのようなことが起こった、私らも不審者情報はよく耳にするのですけれども、どこで起こったんやと、あの辺やと、漠然とした形で情報提供をされているのが現状だと思っておりますけれども、やはりその不審者情報マップを用いて橋本でも数件、私確認しております。そのマップを見るとね。やはり五條市近辺でどのような事案があったかというのが全て掲載されておりますので、それはネットを通してコピーしていただいたら、即座に地域住民、また保護者にも配布が可能だと思いますので、その辺も含めて今後教育委員会も検討していただきたいと思っておりますので、その辺どうですか。

○議長（窪 佳秀）近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳）八番福塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

そういうマップが出ていたというのは本当に知らなくて、奈良県警察の方から不審者情報をインターネットで配信はしているのですけれども、マップというのはなかったもので。そういう点についても一度私も見させていただいて、保護者に報告するというのをする前に先に確認させていただいて、検討させていただきたいと、そのように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）その辺努力していただいて、保護者、また地域住民には詳細な情報というものが不可欠だと思われしますので、その辺よろしく願っておきます。

続きまして、二番の五條市における不法投棄の現状と残土処分について、質問させていただきます。

（一）不法投棄の現状について。

五條市での不法投棄の対応や現状をお答えください。また過去三年間の通報は何件あったのか、分かれば教えてください。

○議長（窪 佳秀）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

市内の不法投棄の実態につきましては、通報や来庁により情報を受けております。このことを受けまして、回収した件数は平成二十四年度が四十五件、平成二十五年度が二十九件、平成二十六年度が三十件、平成二十七年は八月末時点で二十件となっております。その他、道路管理者や民有地の自主回収が多くございます。

不法投棄物の種類といたしましては、テレビ、冷蔵庫、タイヤなどリサイクル料金が生じるもの、また転居の際発生する家財道具や衣服類、家庭ごみ、自転車などが主なものであります。

不法投棄場所につきましては、山間部の道路沿いから市街地まで広範囲に及んでおります。

現在の対応策といたしましては、不法投棄監視パトロールとして、シルバー人材センターに派遣契約し、月曜日、水曜日、金曜日の週三回巡視及び回収を行っておりますとさせていただきます。

また、市内各自治連合会から五條市地域環境推進員三十名を委嘱させていただきまして、市内の不法投棄防止のため監視や啓発を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）過去二十件なり三十件なりあったそうですけれども、その中で不法投棄の方が捕まったという事案はあるのでしょうか。

○議長（窪 佳秀）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

不法投棄がございましたら、内容について調べます。そのときに持ち主である情報が見付かることがございますので、そういうふうなときには、警察等に連絡いたしましたして、検挙していただくこともございますし、注意をするということもございます。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）この不法投棄については大変市の中では苦勞されると思いますので、その努力が報われるように不法投棄ゼロの五條市にしてください。その辺よろしく願っておきます。

続きまして、（二）の残土処分や民有地への不法投棄の対応について質問させていただきます。

昨日、いろいろ不法投棄の残土処分の話もありましたけれども、私の地元でも山間部や谷筋に不法投棄などが見受けられます。またここ最近では残土、土砂などが投棄されています。この場所は火打町から阪合部新田町へ向かう道中にありますが、残土が河川敷ギリギリまで積み上げられています。この残土が雨などで河川に流入し、大きく崩れて土砂ダムみたいになる恐れがあります。この業者には、市は何らかの許可を出しているのか。また地元住民からの対応などについてどのようなようになされているのかお聞かせください。担当部長、よろしく願います。

○議長（窪 佳秀）田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

残土処分地からの河川等への土砂の流出ということでございますが、当該場所につきましても、本年七月十四日に現地におきまして、当該

業者及び地元自治会代表者と立合い、その話合いの中で、土を盛るにあたって河川が近いこともあり、締固め等の施工を確実に行ってもらう、万が一その盛土が崩れ、河道閉塞や濁水が下流側に流れ込んだ場合、業者の責任において撤去作業等を行い、安全を確保するものとなっております。

そして今後も、河川管理者といたしまして、現場を注視し監視の継続を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 私も地元でありますので、業者に地固め等を申し出たときに、地固めをちゃんとしてくれてありました。もう残土は入れないという約束でしたけれども、ここ最近、また残土を積み上げているというのが現状です。やはりこの辺も私ら地元住民としては、この河川、大変重要なのは田畑に流入する重要な河川でございます。また土砂が崩れて土砂ダムができて、それが土石流となって流れ込んだ場合、下流域の住民に対しては甚大な被害が及ぶ可能性がありますので、市としても、また余りにひどい場合は警察等に報告しなければならぬと思っ

ているのですけれども、情報提供、また市職員の方々も地元住民と連携を図って迅速に対応できるようにしていただきたいと思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（窪 佳秀） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほども申しましたように、現場を注視しその状況の把握に努めていきたいと思っております。そして地元自治会とも連携をとりながら意見、情報の交換等を行ってまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 地元住民の不安を払拭するためにも、またよろしくお願いしておきます。

続いて三の、五條市の未来像について質問させていただきます。

（一）の公共施設の今後について。

一番の公共施設の今後について説明させていただきます。

今現在、委員会などで様々な議論がなされています。この前自治連合会との意見交換会なども執り行われ、五條市民の方々も大変関心があることを指しています。

まず、市役所の建て替えについて、経過・経緯の説明をお願いいたします。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

新庁舎整備に向けた取組につきましては、平成二十六年四月に五條市新庁舎整備研究委員会から、新庁舎整備適地選定報告書の答申をいただいております。

また、先がけまして平成二十六年一月に市議会においても新庁舎建設特別委員会を設置いただいて、鋭意検討をいただいております。その後、本年二月に奈良県と五條市とのまちづくりに関する包括協定の締結がございまして、旧五條高校跡地での奈良県南部の県の公共施設を併せた施設整備について現在協議を進めているところであります。

今後は市議会や奈良県を始め関係機関と十分に協議を行いまして、新庁舎整備の財源でございませ合併特例債が活用できますように、起債期限の平成三十二年度を念頭に置きまして、まず適地を選定し、一日も早い着手にこぎつきたい、そのように考えておるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 市庁舎の合併特例債が三十二年までということ、年度にしたら余りないように思います。

また、その辺も自治会からいろいろ話がありましたので、早急に新庁舎の建て替えも希望されているようでございます。また、その新庁舎によって市民の安心な場所ともなると思います。

私は委員会に属していませんので、私の以前からの意見を少し述べさせていただきます。新庁舎の建て替えに関して、これからの五條市は少子高齢化に伴う人口減少は避けては通れないと思っております。ある統計では二〇四〇年には五條市の人口は二万人規模になると言われております。そのような状況下の中で、将来像も鑑みて考えていかなければならないと思います。委員会の方でも議論の中で十分認識してくださっていると思います。私も以前、新庁舎の建設場所に関しては、JR五条駅前周辺と持論をお話したことがあります。その中で理事者側から教えていただいたのは、やはり土地買収やそれに伴う周辺整備で高額な建設費が必要とのことですが、あの周辺はJRの

駅やバスセンターなど、また銀行、郵便局、イオンなど市民の利便性、また車やバイクに乗れない高齢者も既存の公共交通を利用してお越しになれる便利な場所だと考えております。

周辺整備や建設コストの問題は様々な補助金やコスト削減などにより様々な方々の知恵をお借りして、総合的に人口減少に伴う将来に見合った市民に優しい新庁舎の建設を望んでおります。新庁舎等を含めまして、スマートコンパクトという形の中で、今後そういう新庁舎も考えていかなければならないと思います。また駅前周辺の整備も含めて今後五條市は考えていただきたい。スマートコンパクトというのは、様々な形の公共施設を一極集中させて、その中で周辺住民、また商店街等も発展していくという、そういう成功例も他市であります。そこに全てのものが集まることによって人々の流動化が激しくなり、そして近隣の商店街や商業施設の発展という形をとっている市もあるので、公共施設というものは、あちらこちらにばらまいてしまうと夕張市のような、確かに便利な立派な建物ができても、利用する頻度が減少するというのが現状ではないかなと思います。これからも五條市におきましては、スマートコンパクトな、市民にいかに有効的に利用できるような環境の基で庁舎なりを建設していくことが必要かなと思います。

続きまして、市民会館と中央公民館について質問させていただきます。

市民会館と中央公民館は、築何年ぐらい経過しているのかお答えください。

○議長（窪 佳秀） 山田理事。

○理事（山田和宏） 八番福塚議員の御質問にお答えいたします。

まず、市民会館でございますけれども、昭和四十六年十月の建設でございまして、築四十四年となっております。

それから中央公民館でございますけれども、昭和五十二年八月に建築されまして、築三十八年となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 市民会館、中央公民館の耐震はどうなんでしょうか。お答えください。

○議長（窪 佳秀） 山田理事。

○理事（山田和宏） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

昭和四十六年、それから昭和五十二年ということでございますので、耐震基準はおそらく満たしてはいないと考えております。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）その辺も考えて、今後の市民会館、中央公民館は考えていかななくてはならないのかなと思います。

また、市民会館におきましては、いろいろなイベント、講演会などで利用されていますが、よく市民から聞かされるのは、手狭な駐車場の問題やホール内の閉塞な客席、トイレまでの階段、ホールに入るまでの階段、このような問題について行政側としてどのように考えているのかお答えください。

○議長（窪 佳秀）山田理事。

○理事（山田和宏）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

これまで市民会館につきまして、平成十四年度におきまして、エレベーター、自動ドア、車椅子利用者が使用可能なトイレ、それから廊下における手すりの設置等、バリアフリー化に係る大規模改修を行いつつ、利便性の向上を図ってまいったところでございます。

議員お述べのように御不便をお掛けする部分もあるとは認識してございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）様々なことで改修はしてくれていると思いますけれども、私もこのホールによく行くのですけれども、座席等が、奥の方に座ってしまったらトイレにも行けないような閉塞的な狭い椅子なので、市民にホールに来ていただいて、講演、またイベント等に参加していただくためにももう少しあの辺の椅子も改修していただいて、また講演、観覧等に支障がないような形のものにしていただきたいなど、私も思います。

まず、市長もあの椅子に座られたことが何回かあると思うのですけれども、あの椅子どうですか。

○議長（窪 佳秀）太田市長。

○市長（太田好紀）八番福塚議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

椅子に関しては、私も何回も座っています。私はちよつと体が大きいもので大変苦しいというような思いもありますけれども、市民会館に関しましては大変老朽化しているということで、大改修はしていますけれども、耐震補強も当然しなくてはならない。いろいろと先ほど

からもるるお話がありましたけれども、まずは優先順位を付けてやっていかなければ、今の財政状況が大変厳しい状況の中でありますので、その辺の優先順位を決めて今後進めてまいりたい、そういうように考えております。（「八番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）確かに優先順位を付けないければ行政側としても前向いて行けませんので、その順番がいつになるか分かりませんが、市民が利用される場所なので、市民がいかに快適に使えるかというのも考慮した上で、よろしくお願いしておきます。

また、中央公民館でも文化祭やいろいろな習い事に利用されている方々がおられますが、同じような問題があるように思われます。併せて担当部長、よろしくお願いします。

○議長（窪 佳秀）山田理事。

○理事（山田和宏）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

中央公民館でございますけれども、こちらも市民会館と同様に平成十四年度に空調設備の追加、あるいは外壁、内装、床、天井等の改修、それからバリアフリー化への対応といたしましては、玄関のスロープ化、多目的トイレの設置、点字ブロックの設置など、施設の大規模改修を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）市民会館と同様、市民に便利な、また文化祭でよく使われるのですけれども、機能的にもう一つ私はよくないかなと思います。その辺も考慮しながら、先ほど市長が言われた優先順位というのがある、また財政状況も鑑みて取り組んでいただきたいと思えます。

続きまして、花咲寮について質問させていただきます。

以前、私が厚生建設常任委員会の委員長をしていましたが、その委員会の中で平成二十八年年度までにめどを立て、方向性を示していくとの話でしたが、その後の経過説明をお願いいたします。委員会での議論の最中ですので、答えられる範囲で構いませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（窪 佳秀）河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

花咲寮の建て替えに関しましては、入所者の生活環境であったり施設の老朽化に伴いまして建て替えが必要ということで、選定委員会から答申を受けまして、今現在基本構想を立てて取り組んでおる最中でございます。

今後、基本計画に推移していくために補正予算等を計上させていただいております。現段階では、厚生建設常任委員会での詳細にわたる内容につきまして御意見等を頂戴しておる最中でございます。それを受けて、入所者が快適に過ごせるような、経費の安い建物を建ててまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）私が厚生建設常任委員会の委員長をしているときに、そういう選定委員会の中で花咲寮を見に行つて、大変不便な環境の中で入居者の方がおられると思いました。そして入居者の部屋の中では天井が垂れ下がったような、大変快適とは言えない、また畳の部屋でそこにベットを置いているような状態で、入居者の方には大変不便を掛けていると、また、施設を管理している市の職員の方々も、車椅子も急なスロープを押していくというような中で、また廊下も狭いということで大変不便な場所だなど私も思います。その中で、委員会でおる時分はまだ五十床という話があったのですけれども、その辺どうなったのかも、今委員会で協議中ですので、その辺も考慮して迅速に対応していただいて、入居者が快適に過ごせる環境を五條市としても早期に作っていただきたいと思いますので、その辺の努力をよろしく願います。その辺、ちよつと答えてくれますか。

○議長（窪 佳秀）河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

その辺も含めまして、我々行政側といたしましては、各委員会に向けてお願いをしている最中でございます。御協力をよろしく願います。と思います。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）大変御協力したいのですけれども…（笑声）やっぱり入居者がおりますので、入居者の方を考えた上で議論をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

続きまして、二番の公共施設の運用について質問させていただきます。

今建設中の総合体育館についてです。今後、総合体育館の運用で様々な活用を考えていると思われませんが、その内容をお聞かせください。

○議長（窪 佳秀） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

（仮称）五條総合体育館の利活用につきましては、（仮称）五條総合体育館の利活用ワーキング会議を立ち上げ、庁内各課の若手職員がアイデアを出し合い新体育館のより有効な活用方法、対外的なアピール等について現在検討しているところであります。

より多くの市民の声を取り入れるべく各種団体・子育て世代等の方々をワーキンググループのメンバーに参加いただき、（仮称）五條総合体育館が完成した後、上野公園全体の利活用がスムーズに進むように取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 総合体育館に関しては、大変大きな金額を投じて建設しているわけですので、利活用が今後五條市にとって大変重要だと考えます。負の遺産にならないように、たくさんの方々に使っていただいて、市内・市外問わず、県外問わず、皆さんが利用できるような施設にしていきたいと思っております。

また、今後市道相谷線の整備も計画中ということですので、その辺もお聞かせください。

○議長（窪 佳秀） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 八番福塚 実議員の御質問にお答え申し上げます。

上野公園北側でございます市道につきましては、上野公園全体的な総合的利用も含めまして、現在道路の改良につきまして、検討をしているところでございます。

今後、体育館の利活用、それから上野公園全体の活用状況等総合的に判断して、その改良につきましては、順次進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）上野公園の相谷大津線の整備も迅速に執り行っていただきたいと思えますけれども、また、あの辺に関しては、河川の築堤工事も計画されておりますので、国土交通省との話の中でその辺も鑑みて国土交通省との連携も今後必要になってくるのではないかなと思っておりますので、その辺、答えてもらえますか。

○議長（窪 佳秀）田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

各課各事業を進める中で、それぞれ関係所管、関係方面等々整備いたしまして連携、もちろん国・県それから地元の皆様方も含め連携し、前向いて道路の建設にあたっていきたくないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）その辺の連携を密に取ってよろしくお願いします。

その中で、上野公園を利用されている部活や野球、サッカー、その他ウォーキングなど、個人やクラブ活動で利用なされている方々を多く見掛けます。しかしほとんどの方は車やバスでお越しになられていると見受けられます。また、部活や試合を終えてからの真夏の暑い中、JR大和二見駅まで徒歩で汗だくになって帰られているお子さんをよく目にします。

これから総合体育館の建設が完了し、今後市民や市外・県外の方々とのスポーツやイベントを通じて交流の場としても重要だと考えます。やはり総合体育館はたくさんの方々にお越しいただくのに上野公園まで車でのアクセスしかないのは大変不便だと考えます。私が考えるのにJRの路線も近いことから上野町周辺に駅建設も将来的に考える必要があると考えるのですが、その辺どうですか。

○議長（窪 佳秀）田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

上野公園利用者の来園の交通手段についてですが、現状といたしましては、主に車での来園及びJR大和二見駅からの徒歩となっております。

今後、（仮称）五條総合体育館完成後、上野公園への来園者が増加すると見込まれることから、関係各課、機関と上野公園利用者の利便性が図れるように、公共交通機関の充実について協議・検討してまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）そしてら駅建設も含めて考えていただけるということで理解させてもらってよろしいですか。

今の段階ではその辺はなかなか難しいと思うのですけれども、上野公園はスポーツ施設として利用されるのですけれども、また総合体育館にしては防災拠点という形の名目もございませう。やはり災害時には物資の輸送等も含めて既存のＪＲの地域公共交通の利用が不可欠ではないかなと考えるのですけれども、その辺どうですか。

○議長（窪 佳秀）田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

ＪＲについては、将来的な規模も含めてということでございますけれども、まず防災拠点、それからスポーツの拠点、それから催し物の拠点、そういうことに今後上野の体育館はなつてこようかなと思ひます。それにつきまして、先ほど申しましたように、公共交通という面からも関係各課それと防災の面につきましては危機管理の関係各課とよく協議して進めていきたい、そういうふうな考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）ＪＲの駅を造っていただきたいというのはなぜかと言うと、土・日の利用者が大変多いのですね。まず駐車場が満車で停められないほど人が来られています。またこの辺に市道相谷大津線のかさ上げという話もあるので、その中でＪＲの線路から駅を造つていただいたら大変あの辺の利活用の面では今後有効的に使つていただける、またＪＲを使つて大阪からも和歌山からも、さらに来客数が増えると思うのですけれども、その辺市長、お答え願えますか。

○議長（窪 佳秀）太田市長。

○市長（太田好紀）八番福塚 実議員の質問にお答え申し上げます。

先ほど部長からも説明がありましたように、確かに体育館が新しくできますと、多くの人が来場していただくような態勢もとらなくてはならないのですけれども、多く来てもらえるということで、公共交通というのは、本来にあそこは不便であると、当然今は車で来られる方が多いと、その中でＪＲ大和二見駅から徒歩で来てくれる方もおられますけれども、今後におきまして、今福塚議員が言ったように、前からも議

員の皆さんからも新駅を造ってもらったかどうかとこの提案もございました。今後はこのことを踏まえて努力はしたい、そういうように思っています。しかしながら簡単ではないというのが現状であろうかと、というのは今私鉄でも今駅があるのは三千人の乗り降りがないければ廃止するというような私鉄は動きであるにも関わらず、和歌山線も大変今厳しい状況だと聞いています。なかなか簡単にはいかないと思いますけれども、まずはそういう努力もしてみたい。その後におきましても、今言った公共交通、昨日も一般質問の中でも五條市全体の公共交通の在り方もお話ししましたが、トータル的な考え方をしなくてはならない。駅もまた、病院も公共施設いろんな形の中でトータル的に回れるような、そういうシステムの構築をしていきたいというふうに考えておりますので、より今の状況を踏まえながら今後前向きな形の中で検討してまいりたい、そういうふうに考えております。

以上です。（「八番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）地域公共交通にも関わる話ですので、まず私はこの駅は建てていただきたいなと思うのですけれども、それも叶わない場合は、やはりJR五条駅、また二見からバスの送迎というのも考えてもらえたらなど、学校から要請があればJR五条駅から上野公園までのバスでクラブ活動の少年・少女を送迎していただくとか、五條市に立派な体育館ができるので、その辺の利活用の面でも十分に活用できるように市の努力、またJRに対しても市からも何らかのアクションを起こしていただいて、駅建設も含めた中で今後検討していただきたい。また地元の議員といたしましても、地元が栄える、またせっかく体育館ができるので、いかに皆さんが笑顔あふれる五條市にできるかなという起爆剤になるのかなと思っておりますので、その辺もよろしく願います。

以上をもちまして、福塚 実の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（窪 佳秀）以上で、八番福塚 実議員の質問を終わります。

次に、四番、宗部康寛議員の質問を許します。四番宗部康寛議員。

〔四番 宗部康寛質問席へ〕

○四番（宗部康寛）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので通告のとおり一般質問をいたします。

まず、JR大和二見駅周辺についてであります。

過去にJR大和二見駅改修の工事についての他の議員の質問の中にトイレの改修の話があったみたいですが、答弁はJR側の用地であった

ことから管轄であるＪＲ側に要望活動をするという答弁で終わっているみたいですが、その後、地区連合会もＪＲ側に対し水洗化の要望を行ったと聞いておりますが、ＪＲ側の回答は電車利用者以外での使用も多いために改修は難しいという話で終わっております。

そこでお尋ねいたします。市としてトイレの水洗化事業に取り組んでいただけるのかお答え願えますか。

○議長（窪 佳秀） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

ＪＲ大和二見駅の現況につきましては、一日当たりの平均乗降者数は約四百名程度であります。

駅舎の現況につきましては、全体的に老朽化し、改札口からホームまでは急勾配があり、さらに電車の乗降の際にも段差があるなど、非常に困難で不便な状況であります。

駅構内に設置のトイレにつきましても、男女の区別、身体障害者用のトイレも設置されておらず、さらに水洗式でないため、利便性だけでなく衛生面においても懸念されるところであります。

さらに、（仮称）五條総合体育館が完成しますと、最寄り駅である当駅の利用者の増加が予想されることから、また、駅周辺の活性化を図る上でも必要なことから、二月に県と締結いたしました包括協定の中の中心市街地地区のまちづくり構想に盛込み、県と連携を取りながら、水洗化されたトイレの設置に向けＪＲ側とも連携し、前向きに考えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） いろんな角度から対応していただいて、前向きに考えていただけるということですけれども、トイレはＪＲの用地内でありますけれども、ＪＲ和歌山線の高野口駅、そして妙寺駅、その他の駅でもトイレ改修事業は行政によって取り組まれているという事例があるのですけれども、それは御存じですか。

○議長（窪 佳秀） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

各駅舎についてのトイレの整備につきまして、議員御指摘のことにつきましては承知しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） このようなことから、なかなかJRの方も予算がないとか等々の問題があると思います。

このトイレ改修事業は、ほかに事例があるように行政が取り組んでいただいているということでございます。そうすることによって、利便性だけでなく衛生面においても、そして市民の快適な生活環境整備のためにも早急な対応をお願いしたいと思うのですけれども、市長にお尋ねいたします。

JR側からこういう回答がある以上、市長としての今後の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 太田市長。

○市長（太田好紀） 四番宗部議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

るる今部長の方からも説明がありましたけれども、今後いろんな形の中でJR大和二見駅というのは有効な駅になって、新体育館にも来場していただい、増えていくのではないかなというふうに想定をしています。

普通ならば、当然JRが工事をしなくてはならないということでもありますけれども、ほかのところでも行政がやっているというようなお話がありますけれども、当然それは何らかの理由があるのか、そこらには分かりませんが、JR側の考え方、また行政の考え方を協議しながら、行政がしなくてはならないのであればしていかなくてはならないという思いはございます。ただその頻度、どのくらいあのトイレを使っているのかということも再度検証しながら、有効利用が本当になされているのかなと、その辺も検証しながら、またそこらも踏まえて考えてまいりたい。そういうふうに考えています。

以上です。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） そういった調査をした上で、前向きに取り組んでいただけるといふことでございますけれども、結局こういう要望が堂々巡りとならないように切にお願いをしたいと思いますと思っております。

次の質問、（二）の方にまいります。

踏切の拡幅についてであります。この踏切は県道であります。しかしその中で近畿自然歩道の指定を受けていることもあり、散策や行き来する人も多くなっています。また児童の通学路にもなっています。駅前広場から踏切を超えた右折道が大型車両の通行に際し、十分な幅員

を要していないため、朝夕のラッシュタイムには踏切内での一時停止が必要となる場合があります。二輪車そして歩行者も立ち往生する光景がしばしば見受けられます。電車も朝夕は増便されていて、遮断機が降りるようなことがあれば、混雑時に安全な通行が確保できないことなどから、改善を求める声が強く寄せられております。このような状況の中、児童通学路の安全確保のために県道ではありませんけれども、市としてこの問題の対応をどのように取り組んでいただけるのか伺いいたします。

○議長（窪 佳秀） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

通学路の安全対策に関しましては、これまでも地域住民や学校関係者等と連携しながら関係機関に道路交通環境の整備を中心に要望してきたところです。このような中、本年七月三日、二見地区自治連合会からJR和歌山線大和二見駅西方踏切通学路拡幅についての要望が提出されました。教育委員会といたしましては、これまでも通学路の安全推移に積極的に取り組んできたことと、当該踏切を利用する児童・生徒の安全確保のため学校と調整の上、道路管理者である奈良県に対し、七月八日付けで副申したところでございます。

今後とも児童・生徒の安全確保のため学校と連携・協力の下、地域住民との調整を図り道路管理者に対し必要な要望を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） それではこの踏切を通学されている児童・生徒の人数が分かれば教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 四番宗部議員の御質問にお答えさせていただきます。

学校側から聞いている情報なんですけれども、小学生二十五名、中学生六十五名と聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） この要望活動といえますのは、昔であればもっと児童・生徒が多い時代からの要望であると思いますけれども、今現在もかなりの生徒が通っていますね。小学校児童二十五人、中学生六十五人と、こういうたくさん的小学生児童・生徒が通っているものももちろん要

望やと思いますけれども、地区から出されましたこういう要望書については、どのような流れで今後計画を進めていただけるのか、その辺のところ答弁願えますか。

○議長（窪 佳秀） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

奈良県との話では国土交通省、五條土木、五條警察、市建設課、学校、市教育委員会で構成されている五條市通学路安全推進協議会というのがございまして、その中で次回開催時に議題として協議し、その後に関係機関で現地点検及び協議を行う予定をしていると聞いております。そこでも、市教育委員会として強く要望してまいりたいと、そのように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） それほどいろいろな関係機関に呼び掛けていただいて、一日も早くこれが改善されるとうか、この事業が解決されることを望んでいるわけですが、私が個人的に写真を撮ったのですけれども、JRとかいろんな問題がありますので、素人判断とはいかないけれども、こういう幅となりますと、時間がかかなり何年と、それも解決するか実現するか分からないというような中で、現状を見ますと、平面的に言いましたら、駅側の路肩が踏切内で、線路のレールでV字になるような、かなり極端に狭くなっている箇所があるので、これは現地で見ていただいたら、ああこれやなど分かっていただけだと思います。これは多分JRが右左折の車両が余り道いっぱい行くと、脱輪したらいけないということで、遮断機もありますので、こういうようにしてあると思うのですけれども、もう少し五〇センチくらい広げるのは可能かなと私は思っております。その辺のところをしつかりと調査していただいて、応急的なことでもいいのです。ちょっと安全になったなというようなことが見受けられるような形も取っておくべきではないかと思えます。

この問題につきましては、長年いろいろな角度から要望活動を進めてきていると聞いておりますけれども、なかなか解決には至っておりません。このような状況の中、安心・安全な地域社会実現のためにも、行政としての児童・生徒の通学路整備にお力添えをいただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いたいと思います。

先ほども市長、答弁願いましたけれども、この件につきましても、また前向きに考えていただけるのでしょうか。

○議長（窪 佳秀） 太田市長。

○市長（太田好紀）四番宗部議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

五條市の将来を担う子供たちが利用する通学路におきましては、私たちも十分認識をしています。そういう形の中で、実際の話、道路管理者は奈良県でありますので、奈良県とJR西日本と連携を取りながら前向きな形で考えていきたいと、当然思っております。

ただ拡幅となれば、大変ばくだいなお金が掛かるということもあると思います。例えて言いますと、岡のところの踏切を拡幅したとき、あの拡幅だけでも三億円か四億円ぐらい掛かったということも聞いております。そういう状況の中から考える中で、厳しい状況になるのかなという思いもありますので、全てを変えるんではなくて、二輪車とかまた通学する方で部分的な改修ができないかという双方向的な考え方で考えて、一度JR、また県との調整もしてみたらどうかというように今思ったわけでありませうけれども、前向きな形の中で地元の皆さんの要望、子供たちの安心・安全を守るべく考えてまいりたい、そういうふうを考えています。

以上です。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）よろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

防災対策の徹底についてであります。昨日も台風十八号の影響による大雨で栃木県、そして茨木県全域には、気象庁より大雨特別警報が発表されました。数十年に一度の大雨が予想されるとして発表されておりますが、これは非常事態であるということ。「直ちに命を守る行動をとってください。」と、すごく緊迫した状態の報道でありました。このように台風や突如のゲリラ豪雨等々で大洪水に見舞われることがあります。先月七月十六日未明発生の台風十一号による大雨で、大きな被害も幸いにしてなかったと聞いておりますが、私は七月十七日の朝、独自に調査に出向きました。まず大川橋下流、新町側の西側支流の近くにモニメントのある河川敷があるので、その第一堤防がまず氾濫して、モニメントの石のところまで水が上がっていたこと。そして御蔵橋から上流を見ますと、左側に雑木林の横に立っている浄化センターが見えたのですけれども、これも決して安全な状況には見えませんでした。そして何よりも気になったのは二見川端地区でございますが、幸いにして浸水被害もございませんでした。しかし各所でもかなりの増水状態を確認いたしております。以上が私の勝手な報告でございますけれども、いつこういう災害に見舞われるか分からないときでございます。何もなくて良かったのですけれども、こういう現地状況を見ますと、本当に緊迫した状態で何もなくて良かったなと感じております。

そして質問に入りたいと思いますが、(一)ハザードマップについて。新町、二見地区の浸水エリアの明記について質問させていただきます。

現在のハザードマップには、二見川端地区の大雨による洪水時に想定される浸水想定高は二メートルから五メートルと明記されております。この明記につきましては、地図の上部に小さな枠取りで、「このマップについて、」というシミュレーションの想定条件は明記されておりますが、市民からはこのハザードマップを見て、大丈夫なのかと懸念の声もあります。市民から見て判断できるのか不安にかられる場合がありますが、私は国土交通省の築堤工事も上流から施工されており、この辺りも近く工事されることから、大丈夫ですと答えております。

そこで質問いたします。行政として説明はどのようにされているのかお聞かせください。

○議長(窪 佳秀) 山本危機管理監。

○危機管理監(山本修二) 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

昨年度に作成し、各家庭に配布いたしました市洪水・土砂災害ハザードマップについてであります。国土交通省の方で、平成十三年当時に浸水予想シミュレーションを行った結果を基に、国で告示された情報を地図上に明示したものであります。したがいまして、それ以降に洪水対策として整備されました吉野川の築堤状況や洪水調整ダムである大滝ダムの運用については、反映されていない情報となっております。であります。この点につきまして、国土交通省に確認いたしましたところ、現在、国土交通省でも浸水想定区域の見直し作業を進めており、数年以内に完了すること、現在の浸水想定もさらに最新のものに変更されるということになります。

本市といたしましては、この作業が完了をしますと、速やかに新しい浸水想定を入手いたしましたして、新しい洪水ハザードマップを再度作成し、各家庭に配布したいと考えているところであります。

また、このハザードマップにつきましては、人命にかかわる非常に大事な情報でありますので、地区の防災訓練等の様々な機会を通じて啓発活動を継続して行ってまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。(「四番」の声あり)

○議長(窪 佳秀) 四番宗部康寛議員。

○四番(宗部康寛) 私はいつもハザードマップの信ぴょう性についてよく伺うのですけれども、やはり市民の皆さんも不安にかられる場合があります。特に今部長が言われたように、いろんな状況の中で変わりつつあると、マップって一年に一回見直して作ろうかと、こういうわけに

もいきません。しかし今の答弁の中に、国土交通省で見直しが数年以内に完了すると、確かありましたけれども、その結果を基にハザードマップの見直しをすることですけれども、それはその見直しによって、今よりも浸水想定高が低くなるということで、今の現状よりも安全になるという認識でよろしいですね。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

ハザードマップについての信ぴょう性ではありますが、市民から見ますと判断できるか不安にかられる場合も当然あるかと思えます。

国土交通省で見直しが数年以内に完了いたしましたら、その結果を基に再度作成することをお考えしておりますが、今より浸水想定が見直され、より安全性が確保されるということ、当然築堤がより進捗すればより安全性が確保されるという、そういうふうな比例になるかと認識しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 分かりました。

また、そのハザードマップには地震について記載されておりますけれども、近く発生されると予想される東南海地震についての被害想定について説明いただけますか。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

海溝型地震である東南海地震につきましては、第二次奈良県地震被害想定調査報告書によりますと、三十年以内に発生することが予想されているところであります。想定マグニチュードは八・二であります。また、東南海地震と南海地震が同時発生した場合の想定マグニチュードは八・六で、東南海地震と南海地震及び東海地震が同時発生した場合のいわゆる「南海トラフ巨大地震」が同時発生した場合の想定マグニチュードは、九・一で本市の想定震度は、震度六強が想定されています。

この際の本県の子想死者数は約一千七百人、負傷者数は約一万八千人と想定されているところであります。以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 今聞きますと、本当に恐ろしいような、怖いような数字を聞いたわけでございますけれども、この三つの地震が同時発生する確率も非常に高いわけでございます。災害は忘れたころにやってくるということわざがありますように、今一度、各自自治会、小・中学校等で安全についての確認を行っていただいて、自助・共助・公助という基本的な行動等の確認はもちろんのことですが、避難指示と避難勧告の違いをはっきりとさせておかないと、災害時に大混乱になると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、（二）の災害時の避難情報についてですが、先の七月十六日、台風十一号接近に伴い午後十時十分に五條市災害対策本部が設置され、大塔町全域に避難勧告が発令されました。この折に五條地区四名、西吉野地区二名、大塔地区十三名が自主避難されています。このように災害発生が想定される際には速やかに避難に関する情報を発令し、伝達することが非常に大切なことだと思いますが、本市において避難勧告や避難指示、これを発令する基準はどのようになっておりますか。またその情報伝達はどのように行われますか。部長、答弁よろしく頼みます。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

避難情報につきましては、法令の基準、また市災害対策本部におけるいろいろの協議、また防災会議で策定しております市防災計画に基づきまして、災害の状況に応じ三段階に分けて発表を行います。

最初にまず発表いたしますのが、「避難準備情報」であり、自主避難が困難であります障害者等が避難を開始する段階であります。その後発表するのが「避難勧告」であり、災害の発生する確率が明らかに高まった状況で、通常の避難行動ができる市民の皆様が避難を開始する段階であります。その後、最終段階に発表するのが「避難指示」であり、実際に被害が発生している、または災害発生が確実視されており、一刻も早く避難を完了しておく必要があります、一番重要な情報であります。

避難行動につきましては、非常に大切でありますので、先の市総合防災訓練におきましても訓練を行ったところであり、地区の防災訓練等の機会におきましても啓発活動を継続して行っているところであります。

また、こういった重要な避難情報を市民の皆様方に伝達する方法といたしまして、従来から活用しておりますエリアメール、加えて今後、防災行政無線を整備することにより、より確実に伝達できるよう努めているというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） ありがとうございます。

態勢は万全というように私には聞こえたのですけれども、先ほど避難勧告と避難指示の違いをはっきりさせておくべきことで触れさせていただけましたけれども、避難指示という言葉は緩く聞こえる傾向が個人的にはあるのですけれども、これは法令の基準によって決まっておる用語ですので、私ごとやかくいう問題ではないのですけれども、避難命令と言っていていくらいの、何が起きたのかって、命令することはいけないことなのか分からないけれども、一番大事な情報伝達だと思います。この情報一つで、人の命が助かり人的被害が激減されるのであれば、誰しも命が助かって怒る人はいないと思いますので、これは余計な話でございますけれども、はっきりさせておきたいと、避難指示というのは、もう押し迫った命令でもよいくらいのことなんだということを再度確認し合うことも大事ではないかと思っております。

いずれにしても、災害を未然に防ぎ、防災意識を高めまして、災害に強い五條市を作ることが、安心・安全なまちづくりと言えますので、関係各位の皆様方には今後ともよろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

三の質問でございます。旧五條高等学校南側市道についてであります。私はかねてから考えておりましたけれども、旧五條高校跡地をどのように活用するのか、現在新庁舎建設計画の候補地の一つにも上がっており、そして県の用地ということから、市長がいつも触れている話もあるのですけれども、南部振興のための県の複合施設となるのか、市民会館が来るのか、これは分かっておりますが、県の複合施設となるということは、これは県も含め協議が必要なことでございます。

そして、市民会館の改修問題も今後の課題として考えていかなければならないことであると認識しております。いずれにしても、五條市として五條高校跡地を有効活用するに当たりましては、まず周辺の道路整備が不可欠であることは言うまでもないと思います。

そこで質問いたします。旧岡中線から五條高校南側道路岡口六号線から本町六号線、これを直線で結びますと旧消防署前の国道三一〇号への接続が可能となり、利便性も良くなり、本町・釜窪自治会から須恵・岡口間への地域活性化が確実にとなると私は考えております。いきなりな路線のお願いというか要望なんですけれども、市として今後の計画があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

市道岡口六号線から本町六号線の拡幅につきましては、旧五條高校跡地に接する市道旧岡中線と旧消防庁舎付近への国道三一〇号を結ぶ道路となりますが、これまでのところ、このルートの全体的としての道路拡幅並びに改良等の要望、計画は今のところございません。

旧五條高校跡地の土地利用についての計画が議論される中、本ルートにつきましても当該地へのアクセスとして有効となる一つではあります。当該地周辺道路事業計画といたしましては、JR五条駅北側からのアクセスとして市道岡中線と市道旧岡中線を結ぶ岡口三号線を含む道路改良拡幅事業が優先すべき最重要路線と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 今岡口三号線の話が出たのですけれども、これは確か私の記憶では、南北道路、五條駅周辺に伴う活性化の中で、周辺整備で岡口三号線の拡幅整備ということが上がってきたのではないかと記憶しておりますので、最優先道路が岡口三号線であれば、私はおかしいと思うんですね。この道路というのは国道三一〇号と旧岡中線をつなぐ新たな計画としまして、今現在道はありますよ。しかし自分が調査したところでは、途中から本町の住宅の方に入るか、そしたらコの字型に行かなあかんわけですわ。もしくは踏切の方に行きますと、踏切の方から、また国道三一〇号の高架の下を通過して国道三一〇号に出らなあかん、だから地元の人しか通りませんわ。だからこんな道を計画がないのだったらないでいいのですけれども、先の岡口三号線を優先的にということ聞かせてもらったので、これは岡口三号線の後でいいという解釈でよろしいのか。

○議長（窪 佳秀） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど答弁させていただきましたように、本ルートにつきましても、アクセスの一つとして有効な路線であるという認識はございます。

旧五條高校跡地の活用、それから奈良県との包括協定等中心市街地活性化の進捗状況等を鑑みて総合的に判断させていただきました。委員会でも御議論いただいておりますいわゆる五條駅南北道の関係につきましても、いろいろ御議論いただきました。財政的に見ましてもまず五條高校跡地の利用にしましては、先ほど申しましたルートを最優先と考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）駅周辺なので、先の計画はもちろん優先的な大切な計画だと思います。しかし私、先ほども言いましたけれども、この五條高校跡地をどういう活用計画で公共施設ができるのか、この計画がある以上、新庁舎はまだ候補地も決まっております。しかし五年以内とか三十二年までに庁舎建てらんなん、建てらんなん言いますけれども、物はできたけれども、中で快適に業務はできませんけれども、アクセスが一番ですやんか、何でも。道路整備を先におこなったなら、市役所できました。そしたら西吉野の人、大塔の方が今市役所どこに移されました。元の場所の近くで国道二四号から、例えばポーンと行けますよ。そんな話じゃないですやん。上に抜けるにしても、踏切越えて五條高校の敷地のところまでしか二車線はないのですやん。だからそんな計画がある以上、計画を出す前に、同時に道路整備というのは進めていかなければ、どないするんよという話でまた止まってしまいますわ。だからこの岡口六号線と本町六号線、いろいろ用地は絡みますけれども、僕はやっぱり今後新庁舎そして市民会館、いろんな面で、五條市の自分のところの土地がどこにあるんかと、それが最優先されてスムーズに進んでいくと、民地がいいところあるけどって、そんなん売ってくれるかどうか分かりません。しかしそういう五條市の市の用地ではございませんけれども、奈良県の用地でございますけれども、公共の用地です。そういうところに建物計画がある以上、大変重要な、そして費用対効果の高い計画であることは間違いないと思います。一日も早い基本計画策定に着手したいと個人的には思っておりますけれども、部長の判断でも答弁できないと思いますので、市長、その辺のところどのような判断をなされるのかお聞かせ願えますか。

○議長（窪 佳秀）太田市長。

○市長（太田好紀）四番宗部議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

今、宗部議員から岡口六号線、本町六号線の拡幅ということですが、それは宗部議員の勝手な持論で言っているわけでありまして、地元からそういう計画も一切ございません。今後はいろんな形の中の計画はしなくてはならないですけれども、まず、私たちが考えているのは、要するに市道岡中線、市道旧岡中線を結ぶ岡口三号線、これよりもというような宗部議員からお話がありましたけれども、これをしない限り五條高校跡地は有効にできない、これは元々県がおっしゃったことでありまして、あれが開通しない限りあの有効利用はできないということがありましたので、宗部議員も同意を得て、平成二十七年度に予算を付けて岡口三号線の測量費は認めていただいた、その理解をいただいていると私は認識しています。そういう形の中で、今総合的な考え方をしなければならぬので、全体的な流れ、道路網の整備をきちっとやるべく今対応して、まずは旧の五條高校跡地に対しての有効利用できるような態勢を構築したいと、そういうふう考えています。

以上です。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）今市長、言われたように、地区からももちろん要望も何も上がっていないと思います。私が兼ねてから五條高校跡地に新庁舎を持ってくるとか消防学校が来るとか、いろんな建物計画を市民として、議員として耳にした以上、そこに物ができてくるとアクセスが悪いのに何やってなると、市民としてですね。一本のいろんな計画性の下に国道三一〇号へのアクセスが、広い道ができたなら、今度京奈和のインターから降りてきて国道二四号に出なくても、JR五条駅周辺の、この路線で、地図を僕は見ているから一目瞭然にイメージできるんですけども、国道三一〇号から本町六号線というのは約九四メートルあるんですわ。そこから普通ですと左へ本町三丁目の方に上りまして、コの字型に曲がる市道ですわ。市道本町六号線ですけれども、しかし直線区間という計画があったら、勝手な計画で申し訳ないんですけども、九四メートル、そして新設と考えるような家の建っていないところが六三メートルありますわ。そこから市道西岡線の四一メートル、そこから岡口六号線が一八五メートル、四〇〇メートル弱の道でございますが、これを接続することによって確かに市長がおっしゃるように、岡口三号線、県との話も決まっておる話でございますけれども、これは地域活性化のために、また国道三一〇号とこの五條高校跡地を有効活用するのであれば、新たな計画として重要な路線計画だということだけは考えていただきたいなとこのように思うわけでございます。

次の質問に移ります。

五條市の観光行政についてということでございます。

その前に五條市の皆さんに大変喜ばしいニュースを報告させていただきます。三箇月前の六月十日、六月十一日に韓国で公開されました『ひと夏のファンタジア』が韓国で大ブレイクしていることを皆さん御存じですか。これは昨年の五條映像フェスタ、五條市の観光大使でもあります河瀬直美さんですか、市長とトークもされた、フェスタ二〇一四年で初公開された作品なんですけれども、六月十五日のヤフーニュースによりますと、ニュースの記事を読みますけれども「奈良県五條市では、二〇一三年夏に撮影され、韓国のチャンゴンジェ監督による『ひと夏のファンタジア』が韓国で公開され、その後一週間で観客動員数が一万人を突破しました。」上映スクリーン数が五十未満の映画で、一万人を突破したのは、今年に入ってから『ひと夏のファンタジア』だけだそうです。日韓国交正常化五十年にふさわしいニュースとなりました。「なお、日本での公開は年内を予定、発表をお楽しみに」と、このように報じられております。

この作品は、「奈良らしさを世界に発信しよう。」をテーマに制作されました。この映画はまさに五條市のPRを海外に発信できたのでは

ないでしょうか。新町通りはもとより、五條市の様々な場所がロケ地となり映っていること、そして夏の風物詩でもある吉野川祭りの花火大会の様子も映し出されておりました。自分たちのまちが映像に映って海外でブレイクしたということは本当に市民として嬉しいことだと思っております。この映画によって五條市の魅力をPRできたことは間違いありません。

さて、この映画を鑑賞した韓国の方が十月の二日からやなせ屋に宿泊する予定だそうです。宿泊するのは、何泊するのかが聞いておりませんが、この映画のロケ地の新町通りを一度歩いてみたいと、こんな思いで韓国の方が観光に来られるみたいです。来られるのは女性数名で、おもてなしの対応等は指定管理者の株式会社あすもさんがするわけですが、関空から電車等を含めると、五條まで二時間半、JR和歌山線の時間つなぎが悪ければ三時間掛かるということから、サービスで関空まで送迎するらしいのですが、今後、この観光客の方が祖国に帰りまして、ロケ地を観光した話をどれだけの人々にモニターとなって伝えてくれることか分かりませんが、どんな職業の方々か年齢も分かりませんが、行政とつながりのある方かも知れません。今後団体で視察に訪れていただけでもいいと思います。十月三日開催の五條市野原青空市場の案内もあすもさんに声を掛けて、来てもらおうかなと思っております。以上が私の報告でございます。

続いて、質問一の魅力発信のPR活動についてであります。

奈良県では今年一月から六月に県内を訪れた外国人旅行者は前年と比較して三三・五パーセント増え、四十万一千四百人となったことが県のまとめで分かったと新聞が報じております。それによりますと、中国やフィリピンなどが東南アジアからの来県者の伸びが目立った。上半期だけで過去最高を記録した一昨年の六十六万三千五百人の約六〇パーセントに達したことになり、このままの推移でいけば、年間ベースで再び最高記録を更新しそうだ、海外からの来県者増について、県観光プロモーション課は円安や関西空港へのLCC格安航空会社の発着便増便などに加え、観光プロモーション実施などの取組の成果が背景にあると見ている。

そして国、地域別で多かったのは、中国十三万二千二百人、台湾八万一千四百人、韓国六万四千三百人、香港二万一千七百人、アメリカ一万八千人と言っております。最多の中国は全体の三三・五パーセント増えた全体の三二・九パーセントを中国の方が訪れたという報告をしております。

そこで質問いたします。五條市の外国人観光客の年間の人数を把握しておられるのか、またどこに立寄るのか、何を目的としているのか、そのような調査はなされていますか。

○議長（窪 佳秀） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

最近、五條市にも外国人観光客が街中を散策していたり、店に立ち寄りたりしているといった声を聞いております。

しかしながら、今のところは個人グループとしての小規模な来訪のようですので、来訪状況を正確には把握をいたしておりません。

また、利用された施設や店舗などの実態調査も現在のところは実施をいたしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） こういうアンケート結果を県が発表したということは、調査機関が十二市のデータを基に集約したと私は考えます。五條市

としても、今後の観光客誘客活動においても必要な情報になると思えますけれども、その辺のところ部長どう思われますか。

○議長（窪 佳秀） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほどから海外から訪問された方の御説明をいただきましたが、この分について私どもの方で調べてみましたら、訪日外国人の調査につきましては、日本政府観光局のデータを基に奈良県における訪問率を掛けたもので推計しているものというふうなことでございますので、実際に数を勘定して積み上げたものというものではないようでございます。答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） なんか曖昧なデータみたいですけども、積み上げたというか、計算式があるのかも分かりませんが、一応新聞が報道しておるといことはそれなりの根拠があつてしていることだと思いますので、五條市としても何らかの形でこのようなデータが必要ではないのかなど、集約する基準とか基本とかいうのは難しくなってくると思うのですけれども、観光客に対して魅力発信のPRという意味では、PR活動をする上でそういう実態というものを把握しておく必要があるのではないかと思います。

次の質問にまいります。

(二) の外国人観光客の誘客活動についてということでございます。

ある調査では、奈良県の観光に何が不足しているのか外国人観光客に尋ねたところ、団体観光客の宿泊施設が少なく、ごみ箱が少なく、公共交通も良くない、案内に英語や中国語の表記が少ないといったような意見もあるようですが、これは奈良県の外国人観光客が極めて多い北

部地域の要望であり、南部地域の観光客は少ないので、五條市としては今のところ余り影響がないのが現状だと思いますが、外国人の好むものは日本食、そして自然体験、ショッピング、歴史・文化等々であります。外国人にもよりますが、自然といってもダイナミックな大自然は五條市にはありません。そこで、のどかな歴史・文化を背景とした四季折々の自然、そして五條らしい食の文化等、探せばもつともつとあるはずでございます。

そこで質問します。

観光案内、飲食店、公共交通機関での英語・中国語・韓国語での一部表記など外国人観光客誘客として取り組む考えがおりかどうか、また観光に来ていただきやすいための工夫等があればお聞かせください。

○議長（窪 佳秀） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、宗部議員の方から『ひと夏のファンタジア』の好評公開ということをお報告、御説明いただきました。そういうふうなことも受けて、国内におきましても、今月東京の方で開催されます『第三十七回びあフィルムフェスティバル』でこの映画がサプライズ上映されることと決定いたしました。五條市の方でもPRができないか、現在依頼をしているところであります。

また、先ほどのような海外での好評ということで、五條市を訪れていた外国人観光客の方々が多く増えると思っておりますので、その方々への利便性の向上の一環として、観光案内看板の標記につきましても、外国人観光客の動向も見据えながら多言語標記の看板製作についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） よろしくお願ひしたいと思います。

比較的に奈良県の南部には観光客が少ないということでございますけれども、これは一口に言って人気がないと、なぜ来ないのか、その理由まで分かりませんが、人気がないと私は思っております。しかしアクセスの悪いこと、そして奈良の中心部よりも遠いこと、いろいろありますけれども、決して観光客誘致について五條の見所がどこにあるのか、私たちは毎日住んでおりますので珍しいものでもないのですけれども、初めて来られるお客さんは、ああいいなと、のどかなところがいいなという方もいれば、もつとダイナミックな自然を求めてくる

人も多々おります。しかしなかなかリピーターを取るといことはかなりそれだけの魅力とのか楽しみがないと訪れてくれません。努力しても努力が実るのか、観光客というのはなかなか立地条件、地域的なこと、また温泉があるのかないのか、海があるのかないのか、これは五條として五條の町がどんな町で、どんな文化なのかというのを自分たちがまず深く知って、そして決して今後観光客誘客活動におきましても諦めず、観光客が少なくても市としてのおもてなしの心、ホスピタリティーを持って対応できるような町でありたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀）以上で、四番宗部康寛議員の質問を終わります。

昼食のため午後一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時五十五分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（窪 佳秀）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

十二番、大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず第一番、精神障害者の医療費自己負担分への助成の拡大についてでございます。内容は精神障害者保健福祉手帳二級所持者も対象とするることについてでございます。

御存じのように、障害者の皆さん方で作る精神障害者の福祉医療を実現する奈良県会議の皆さん方は、数年前から何回も奈良県庁始め奈良県下の市町村を回らねばして要望されてきたわけでありますけれども、五條に關係する奈良県会議の皆さん方の要望状況と奈良県の態度、市の態度をもう一度明らかにさせていただきたいと思っております。

平成二十五年三月六日に精神障害者の福祉医療を実現する奈良県会議の皆さん方が五條市へ来られて、一級・二級の皆さんも共に助成していただきたいという要望を提出されております。

また、平成二十五年十一月にも五條市へ来られております。したがって、五條市以外の奈良県下の市町村にもずっと回られておりますし、県知事にも要望をされておられるわけであり、その中で奈良県知事は、一度障害者の皆さん方に対するアンケートを実施するということがアンケートをとられております。そのアンケートの中で明らかになったのは、仕事に就くのが困難で無年金者も多く、その六割以上が精神科以外の疾患を抱えており、その四割が経済的理由で受診を抑制しているということなど、厳しい状況が奈良県のアンケート調査で分かったわけであり、したがって、県知事は平成二十六年三月二十五日に開かれました、奈良県議会におきまして、一級・二級の皆さん方への県としての助成の議案と予算を提出し、奈良県議会でも可決いたしました。そんな中で平成二十六年五月二十一日、奈良県下の市長会の会長が県知事に対しまして、態勢を整えていないので、まずは一級の手帳保持者から十月実施というのは無理だと、もちろん二級の方も含めてというのは無理だということを市長会の会長が県知事にいわゆる報告に行っております。しかし奈良県下の町村は県が補助金を予算付けしましたから、もう昨年の十月から全て助成を実施したわけであり、しかし十二の市長会長がそういう表明をしたために、奈良県下の十二市は十月からの実施はもちろん行いうことはできませんが、翌年の三月議会で予算を可決して、今年の四月から一級だけ助成を実施するという状況の下、今日まで経過がしたわけですが、その中で精神障害者の福祉医療を実現する奈良県会議の皆さん方も再度要望に来ておられるということであり、生駒市はこの間の七月十九日の新聞では、生駒市だけでもこの助成を二級にまで拡大して来年度から実施するということが副知事が発表しているわけであり、

したがって、五條市も、他の市が実施しなくても生駒市と同じように、こういう経過をたどっている以上、一級の皆さん方と共に二級の皆さん方も来年四月から助成を実施すべきだというように考えます。こういう重要な福祉制度を充実しなければ、ますます五條市で住んでいただく方が少なくなっていくという関係があると思います。したがって、五條市だけでも生駒市と共に実施すべきだということを強く申し上げたいわけですが、この間、一級の皆さん方に助成を実施しておりますけれども、その件数と費用を明らかにしていただきたい。

また、二級の皆さん方を対象にした助成を実施する場合、二級の対象の方のみの件数と費用は幾らぐらい必要なのか、その点も答弁していただけますか。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま大谷議員がお述べのとおり、本年四月から精神保健福祉手帳一級所持者に対しまして、公費負担を開始したところでございます。五條市での精神保健福祉手帳一級所持者につきましては、八月末現在で二十八名、二級所持者は百十八名でございます。この制度を二級まで拡大いたしますと、現在実施町村の状況では、自立支援で精神科通院費のみを支給している方の中にも、手帳を申請する方が増加する傾向にあると伺っております。

この制度を二級手帳所持者まで拡大した場合の経費といたしましては、制度が軌道にのりますと月約百万円の費用が必要になると試算しております。年間医療費だけで約一千二百万円が必要であると考えております。しかし精神障害者医療費助成事業補助金として奈良県が二分の一を負担してくれることで、五條市の持ち出しは、年間約六百万円と予想されます。

この制度を拡大いたしますと、対象である精神障害者の全診療科での医療費が通院で月五百円、入院で月千円の自己負担で医療を受けることができることになりまして、就労することが難しい精神障害者の現状における経済的支援として重要なことであるということは認識しております。

五條市といたしましては、現在必要な予算や実施体制等につきまして、前向きに検討し、平成二十八年度内の実施を目指しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 平成二十八年度四月からの実施を検討するという答弁でございますので、一つ必ず実現するように、市議会議員の皆さん方の賛同もいただかなあきませんけれども、頑張っていたきたいと思います。

ちよつと最後確認しておきたいんですけれど、費用は一千二百万円、五條市が六百万円の負担というのは一級・二級合わせて総費用が大体一千二百万円ということですか。（河村あんしん福祉部長うなづく）

これくらいのことをしなければ、五條市の人口、五條市で住んでいただく人は減っていくばかりだと思えますから、頑張っていたきたいと思います。

○議長（窪 佳秀）河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友）十二番大谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今議員、四月から実施ということでお述べでしたが、電算関係であるとか人員配置の関係もございまして、四月は目標としておりますけれども、平成二十八年度内でこの制度を実施してまいりたいというふうに考えておりますので、必ず四月からと言われたら…、その辺は御配慮賜りたいと思います。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○十二番（大谷龍雄）そしたらもう一言、私の方から申し上げないとしようがないですね。財政規模の少ない、態勢の少ない町村が、昨年度知事が十月からやりますと言ったら、すぐ十月から一級・二級両方実施したわけです、町村が。知事が発表したら、すぐやりますって言って、態勢をとってやっているんです。これももう一年近くになるんですよ。そんな財政の貧弱な町村がやっているのに、市段階がやれないというようなことを言っても信用してもらえません。だからもう一年もたっているわけですから、むしろ五條市が他の生駒市以外の市にも助成を四月から実施しようやないかと、そのいわゆるリーダー役に五條市がなるべきではないかと。大きな災害も体験したわけですし、これから五條市は立ち直りをスピードアップしないといけませんから、こういう点でも充実させていくということで頑張っていたきたいと思います。町村はもう去年の十月からやっているわけですからね。

次の質問に進みます。

消防署等の体制強化の基での災害救援の強化と陸上自衛隊駐屯地誘致の不必要についてでございます。

質問に入る前に、紀伊半島大水害で亡くなられた方、また昨日の茨城県の鬼怒川堤防決壊により亡くなられた皆さん方に心からのお悔やみを申し上げますとともに、行方不明者の皆さん方の早い発見と救助、この点をお願いいたしまして質問に入りたいと思います。

皆さん方も御存じのように、消防職員の任務は一年三百六十五日、もつと言えば市民の命と財産を守るために、奈良県民の命と財産を守るために、一年三百六十五日消防署は休みなしに任務に就いてくれるわけですね。今奈良県の消防職員の数を大体私の調べで明らかにしておきますと、一千八百一十一人頑張ってくれております。内訳は奈良市消防が三百九十人、生駒消防が百三十四人、後は奈良県広域消防になるわけですね。

そしたら消防署等の設置状況はどうかといいますと、野迫川村を除いて全ての自治体に消防署・消防分署・出張所・分遣所等が設置されて

いるわけですね。全ての自治体にね。この数が大体五十三箇所あります。だから全ての自治体に配置されているということは、奈良県のあらゆる自治体で災害が起こっても距離的にはその自治体の消防署等がすぐ駆けつけられるという、この条件にあるということですね。だから一年三百六十五日、住民の命と財産を守ることを使命として二交代ないし三交代で頑張っている、この消防職員の力をもっと有効に発揮してもらえる、この手立てに、目配りに重点を置く、このことが災害救援の上では一番大事なことではないかと思えますね。

その消防署の体制強化の点で今まで申し上げましたけれども、もう一度申し上げますと、一つは紀伊半島大水害のときの救援状況から言いますと、国道に山の土砂が崩れて、また林道に山の崩れの関係で土砂が崩れて通行できないという、こういう状況があちこちで起こりましたね。だからこのために自衛隊に来てもらって取り除いたと、また大塔の地元の業者も重機を出して協力されていますね。だからこの一年三百六十五日、住民の命と財産を守る消防署に重機を配置してもらおうという、この取組を県・国に要望を強めるべきではないかと思うのですね。

大阪消防局とか大きな消防局はもう重機を持っているんですよ。重機を一台持つとしても搬送する台車が要りますから、予算も膨れ上がりますけれどもね。だから奈良県下消防五十三箇所全て一同に何も配置する必要はないと思います。災害の一番多いのは県南部ですね。十津川村・大塔町・下北山村・上北山村・野迫川村、こういう過去の災害で被害の一番大きいところから配置するという計画で国と県に要望するべきであると。県に要望すると言いましたけれども、県がその観点に立つべきだと私は思います。

もう一つの体制の強化は、紀伊半島大水害でも経験したように道路が通れない状況の中ではヘリコプターが有効に活用されておりますから、防災ヘリコプターをもっと増やさないとイケませんわな。今奈良県は確か三機やと思います。ドクターヘリはこれから購入していくという状況だと思えますね。だからこの防災ヘリをもっと増やす、それに伴って南部にヘリポートをもっと増やすという、このことを今緊急に求められるんじゃないですか。

この間、天川村は新しいヘリポート設置しましたけれどね、しかしこの五條市にでも、もう数十年前から指定されたヘリポートがありますんですよ。今有効になるかどうか分かりませんが、五條市内では二十一箇所あります。防災ヘリコプター等飛行場外離着陸場では、上野公園・中央公園多目的グラウンド・五條野原東グラウンド・阿田峯公園・阿田峯体育館・阪合部グラウンド・西吉野きすみ広場・一の木ダム・勢井・大塔高野辻ヘリポート・大塔運動場とこれだけあるんですね。

自衛隊災害活動用緊急飛行場外離着陸場は五條小学校・野原小学校・宇智小学校・五條中学校・吉野川浄化センター・五條西中学校・白銀北小学校・五條高等学校賀名生分校・西吉野中学校・大塔中学校とかね、なくなっているとありますけれども、十数年前から防災と自

衛隊を分けたヘリポートがこれだけあるんです。

皆さん方も御存じのように、オスプレイのような大きなヘリコプターはそう簡単にはどこにでも着陸できませんけれどね、一般の防災ヘリや警察ヘリは機長が判断したら、ちょっと広場があればどこへでも着陸できるように、今法律はそうなっているということですね。だから大塔高野辻ヘリポート、余り山の上で使われなくても、私この間追悼式のように惣谷まで行って来ましたけれども、あのカーブした川のあの縁を残土が埋めて運動場がとれるぐらいの広いところできていますわな。だから今あちこちにそういう広場が大塔町にも十津川村にも野迫川村にもできていますから、一般の防災ヘリ・消防ヘリぐらいでしたら、そういうちょっとしたスペースで着陸できるわけです。福神の新しい病院の屋上にできるわけですから、あんな病院施設でも着陸できるということですから、この広い五條市・大塔町・十津川村・野迫川村・下北山村・上北山村の中には普通のヘリポートぐらいはどこにでも確保できると、私はそう思いますね。

それともう一つ消防体制の強化では、最近の激しい規模の大きい災害に対応できる消防職員と消防団員の専門的な研修訓練が必要になっていると思うんですね。奈良県下にも古い消防学校があるらしいですけどもね、もうこの内容も規模も今のこの大きな大災害には合わないような状況になっていると聞いております。だから新しい消防学校、これは必要だというふうに思いますね。

それと紀伊半島大水害、昨日の茨城県のあの大雨の原因はやはり異常気象です。異常気象の原因は専門家の見解は地球の温暖化だと、これを言われております。だから今年には台風が十八号まで発生していますけれども、太平洋の海の温度が三十度に近づいたら台風が発生するわけです。だから今年の夏は温暖化で太平洋の海水温が例年よりも高かったから台風の発生数ももう十八号までになっておるわけです。だからこの地球上で暴れている異常気象による大雨・強風その他関連してのいろいろ被害がありますけれども、地球温暖化をなくす手立てを世界中の国々が団結しなければならぬし、また団結して取り組んでおりますけれども、日本の政府も大きな役割を果たすべきだということを日本国中の自治体が政府に声を上げるべきだと思います。

今、安倍政権の地球温暖化対策の姿勢をもう一度明らかにしておきますけれども、今年の末にフランスのパリで国連気候変動枠組条約第二十一回締約国会議、略称COP21です。これが今年の末にフランスで開かれるんですね。その会議に向けて各国は地球温暖化の原因であります温室効果ガス、中でも二酸化炭素が一番大きいわけですけども、二酸化炭素、温室効果ガスをどれぐらい減らすかという方針を決めて、この末に開かれるフランスでのCOP21の会議に向けて準備しているんですね。

その準備の一部だけ申し上げたら、欧州連合の二十八箇国で京都議定書が決定されたのは、一九九〇年に開かれておりますけれども、この

九十年に比べて温室効果ガスを四〇パーセント削減するという方針をもってこの末のフランスのパリで開かれるCOP21に臨みます。日本の政府はどうか、一九九〇年に開かれた京都議定書のあの一九九〇年度の温室効果ガスの発生の量よりもわずか一八パーセント減らして暮れのCOP21に臨むわけですね。この間安倍総理は閣議決定しておりますわな。欧州二十八箇国と安倍総理の姿勢はこれだけ開きがあるわけです。四〇パーセント削減する欧州の二十八箇国と、わずか一八パーセント削減する日本とはえらいちやいますわな。日本は世界の中で地球温暖化の原因である温室効果ガスを出しているその順位は五番なんですわ。一番中国、二番アメリカ・インド・ロシアで次に日本が五番に入るわけですね。だから五番にも入るような温室効果ガスを出しているわけですからね。これに応じた責任ある温室効果ガス削減の目標を示すべきですけども、今申し上げましたように京都議定書に比べて一八パーセント。そしてまだこれからの新しい発電所では温室効果ガス、二酸化炭素が一番排出されるといふ石炭を燃料とした火力発電所を許可するという方針を出しておるわけですからね、安倍政権は。まだまだ姿勢は消極的ですね。だから災害の一番原因である地球温暖化を食い止めるということに世界中が今一生懸命になっているわけですから、日本の安倍政権ももっと真剣に取り組むべきだということをも日本全国の自治体から声を上げるべきだというふうに思います。

そして消防署の強化のもう一つは、消防職員の身分ですね。御存じのように五條市役所の中でも一般の職員さんは憲法に基づいて、いわゆる組合を作って組合活動する団結権がありますわね。いったん消防職員に移動させられて消防職員になったら、この憲法に基づく団結権がなくなるんですよ。組合ないですやろ、消防職員は。憲法第二十八条とILO条約も消防職員に団結権を保障すべきであるということを出しているわけですね。だから消防職員の団結権を一般職員と同じように保障していくということをも政府に求めていくべきではないかと。

悲しいかな、この奈良県下でも消防職員の不祥事が時々新聞に載っていますけれども、ああいったことの原因も心で悩んでいることを表面に出せないということは、団結権もない組合もないということとも関係していると私は思いますからね。この辺の消防職員の身分をもっと引き上げるといふことにも私は力を入れるべきだと。

そして消防署の強化とは別ですけども、日頃からユンボ等重機の使い慣れている建設業協会の皆さん方に救援依頼を奈良県中でお願いと、五條は締結していますから、これは進んでいるわけでありませうけれども、こういう態勢を最優先すべきであつて、陸上自衛隊が誘致されたら全て災害がなくなるような錯覚に市民が陥ることのないような、正確なことを私は市民に啓発すべきではないかと思えますね。

もう御存じのように、今申し上げました紀伊半島の大雨、茨城県の昨日からの大雨の原因は異常気象、地球温暖化ですから、これをなくすために陸上自衛隊を誘致してもなくなりませんわね。災害前、早めの避難を皆さん方にこれからお願いしなければなりませんけれども、これ

とて陸上自衛隊の皆さんに来てもらっても自衛隊の皆さん方にやってもらうわけにいかんわけです。五條市の災害対策本部の責任でやらなかんわけですから、だから陸上自衛隊の皆さん方も災害救助は災害が起こってからのことに限定されるわけですから、それよりも自衛隊の皆さんは、内容は別として軍事面でのいわゆる使命を重くのしかけられているわけですからね。だからその辺は、私は陸上自衛隊誘致よりも今申し上げましたこの消防署、消防団の強化、地球温暖化をなくすための取組等々にもっと被害を受けた五條市は先頭を切るべきだというふうに考えますけれども、答弁をお願いしますと思います。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 十二番大谷議員の御質問であります、消防署等の体制強化の下での災害救援の強化と陸上自衛隊駐屯地誘致の不必要についてをお答え申し上げます。

消防署等の体制強化の下での災害救援の強化についてでございますが、法に基づき消防は災害時に人命救助を主に行う組織であります。レスキュー資器材は保有しておりますが、現在は油圧ショベル等の重機は保有しておりません。このため、当市でも奈良県でも建設業協会と災害時の応援協定を締結しているところであります。

今後の消防体制については、消防広域化のスケールメリットの効果を活かした体制強化を要望してまいりたいと考えております。

また、本市で大規模な災害が生起し、本市における防災力だけでは対応できない場合には、県への応援要請や人命救助等の緊急性や公共性、非代替性の観点から県に自衛隊の災害派遣を要請することになります。

議員の御指摘のとおり、自衛隊は我が国を防衛する組織であり、平素から防衛に関する訓練を行っており、その訓練の成果が災害時の人命救助や各種救援活動に応用できる組織であります。

今回不幸にも豪雨により洪水被害に遭われました北関東・東北におきましても、人命救助にヘリコプターの威力が発揮されている報道がなされております。陸上自衛隊の部隊は阪神・淡路大震災や東日本大震災におきましても、被災地において三箇月を超える長期に渡り活動ができる組織でもあります。

さらに、駐屯地があることにより二十年前の阪神・淡路大震災や四年前の東日本大震災におきましても、被災地域や周辺の自衛隊の駐屯地等が、自衛隊応援部隊の救援拠点や後方支援拠点のみならず、救援物資の集積所として機能していることから、陸上自衛隊駐屯地は必要であります。

このヘリポートを含む陸上自衛隊駐屯地と県が整備を検討しております防災拠点及び県消防学校が設置されることにより、本市や奈良県のみならず紀伊半島全域の災害救援体制の強化になるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 県知事と五條市が作った陸上自衛隊駐屯地の配置要望と、これがありますわな。この中の一番、奈良県は全国で陸上自衛隊が唯一ない県というところこう書いていますね。②身近に陸上自衛隊駐屯地等がないことにより、自衛隊の具体的な活動への理解に乏しく、東日本大震災・紀伊半島大水害以前は協力気運がやや低調であったと。皆さん方もここに自衛隊の具体的な活動への理解に乏しいというように、皆さん指摘されているわけですね。それで、もう御存じのように、紀伊半島大水害のときも災害救援に来てくれますし、全国的にも自衛隊は頑張っているわけですね。ところがそれだけが実態違いますわね。皆さんが知事と五條市長が自衛隊の具体的な活動への理解に乏しいということであれば、災害でも頑張ってくれているけれども、現在の政権の下で憲法・自衛隊法の枠を超えたアメリカ軍との共同演習とアメリカ軍の起こした不法なイラク戦争にも参加したというこの実態、これも市民・県民の皆さん方に事実に基づいて明らかにする必要がありますのではないかと思います。皆さんそう書いていますからね。自衛隊の具体的な活動への理解に乏しいと。災害救援も具体的な活動ですわな。しかしそれ以外の軍事面でのことは皆さん方、知事もですね、書いてないわけですね。だから一人一人の自衛隊員の皆さん方には問題ありませんけれども、現在の自衛隊には憲法・自衛隊法の枠を超えたいわゆる日米安保条約に基づいてアメリカ軍との共同演習、そして不法な戦争に過去は非戦闘地域ですけれども派遣されていたと。自衛隊員のリスクも大きいけれども、世界平和にとっても良くない行動をさせられてきたという、この実態も市民・県民の皆さん方にも明らかにするべきではないですかね。皆さん方がしないので、私がやっていますけれどもね。

そして昨日の茨城県の災害を見ても、なるほど自衛隊と警察、防災ヘリで救出していますけれども、昨日の夕方の七時の段階でも救出しなければならぬ人がまだ百人残っているんですよ。夕方の七時現在で。ということは、専門職の消防署としても防災ヘリは少ないということです。すぐに出勤できる消防署の防災ヘリが少ないということです。これは全国共通しているのと違いますか。消防署の持つ防災ヘリは全国的にもかなり少ないですよ。だから自衛隊だけを頼りにしていたのでは、昨日のような大災害では完璧な対応ができないということです。消防署一年三百六十五日、人の命と財産を守るこの仕事に従事してくれている消防署を強化しなければね。この観点が大事だと思います。そ

のことを一つ強く強調いたしましたして、次に移っていきたいと思います。

次は、最後ですけれども、安全保障関連法案（戦争法案）の国会審議内容と米軍と自衛隊に関する事故状況からみた陸上自衛隊駐屯地誘致の見直しについてということに入ります。

御存じのように、安倍政権が五月の中旬に安全保障関連法案を国会に提出いたしましたして、審議が始まって今参議院段階で審議の最終になっております。この関連法案は皆さん方御存じのように、十一本の法律案を一遍に出してきているんですね。だから十一関連法案全ての内容をつかまなければならないという国会議員も大変苦労している状況ですけれども、その中でもこの間の衆議院・参議院での審議の中で明らかになってきたポイントだけ、私の方から再度明らかにしますけれども、いわゆる日本が攻撃されていないのに自衛隊を海外へ派兵できるという法案が一つあるわけです。それは武力攻撃事態対処法ですね。それと関連して国際平和支援法の中にも自衛隊を海外へ派遣できるということが入っていますね。そして、なんで海外に行くのかと、それは法律の中には合衆国とありますから、合衆国といったら世界の中でアメリカしかありませんから、アメリカ軍の不当な戦争に自衛隊を海外の戦闘地域、イラク支援は非戦闘地域でしたけれども、今度は戦闘地域へ派遣できるといのがもう一つ入っているわけです。これは十一本の法律案の中の国際平和支援法案の中に入っています。

そして、さらに大事なことは、アメリカ軍の引き起こした戦争はその戦争の善悪を判断するのかということをお問したら、安倍総理は過去アメリカの起こした戦争を非難したことは一度もないというだけで判断するかもしれないと申すんですね。過去の戦争に非難したことは一度もないということは、イラク戦争のような国連が認めていないような不法な戦争にもこの法案が通ったら自衛隊が海外派兵させられて米軍の支援をさせられると、法律の解釈はそうなるわけです。これがこの間の衆議院・参議院で明らかになった関連法案のポイントだということふうに私は考えるわけですけれども、安倍政権はその理由として、中国や北朝鮮が攻めてくるということを言うておりますし、またそれ以外にも、イラクのホルムズ海峡が地雷で閉鎖されたら石油が入って来ないからそれにも対処せないかんとか、そして海外で突然紛争が発生してそこから逃げようとする日本人を輸送する米艦船を自衛隊が守らなくてはいけないということも理由の中に入っているわけですけれども、この前、御存じのようにイラクの核問題で、これはもうアメリカ・ロシア・中国・イギリス・フランス・ドイツ六箇国が合意しているわけですね。その後、イランのナザルバハリ駐日大使がイランによる地雷敷設は全く根拠がない。なぜ封鎖する必要があるのかと、イラン政府の閣僚がそのようなはつきり声明したわけですね。今審議されている安全保障関連法案の根拠の一つに、安倍総理はこれを言うてましたけれども、全くこんな根拠にならんということです。日本人が海外の紛争で逃げるのをアメリカの艦船を守るために日本の自衛隊を派遣せないかんと

こう言うてましたけれどもね、これについても、この間の参議院特別委員会で中谷防衛相は、「邦人が米艦船に乗っているかいないかは、絶対的な条件ではありません。」と、日本人って安倍総理は言うてましたけれども、日本人ではなくてもということですからね、ということとは。どっかの国の軍隊でも対象になるわけですね。だからこの法案の提出の根拠は、この間の審議でもうなくなってきたわけですね。だからこれを廃案にしなければ、本当の意味での日本と世界の平和に貢献する日本にはならないということではないかなというふうに思いますね。

そういう法案がまだ最終的に参議院で可決しておりませんが、法案の可決を見越して二箇月ほど前からアメリカ軍と日本の自衛隊の訓練が激しくなっております、わざわざこの二箇月でも、日本の国内で大変な事故を起こしておりますね。それを申し上げますと、この七月十六日は、陸上自衛隊大久保駐屯地、皆さんよく言っているところですね。大久保駐屯地の自衛隊が、陸上自衛隊饗庭野演習場において大久保駐屯地には演習場はないということですよ、重機関銃の実弾射撃訓練中、銃弾が民家に着弾。

八月十二日、沖縄本島うるま市沖で米軍特殊作戦ヘリが墜落しました。この墜落したヘリに陸上自衛隊特殊作戦群所属の隊員が同乗しておいて負傷したと。いわゆる法律は通っていないけれど、米軍との共同作戦演習を行っておいて自衛隊員が負傷しているんですね。

八月二十二日静岡県御殿場市の東富士演習所で陸上自衛隊の富士総合火力演習が行われるその前の予行演習中、戦車が発射した演習弾の破片が見学者二人に当たっているわけですね。だから予行演習ですから、明くる日かその次の日に本演習に入るわけやつたけれども、予行演習中に見学者二人に当たっていますから、本演習のときには実弾の発射はやめたということですね。

八月二十四日、神奈川県相模原市中央区にある米陸軍基地の相模総合補給廠で爆発火災が発生。たぶん補給廠ですから火薬か、爆発する薬品が倉庫に貯蔵されていたんですか、これ。それが、原因が分からずに爆発しているわけですね。このように、世界の中で起こっている事故はもつとありますけれども、日本国内のわずか二箇月の間の事故だけでもこんなんですからね。

五條市に陸上自衛隊駐屯地ができれば、皆さん方の知事とのいろいろな計画では、自衛隊ヘリポート、県ヘリポート、消防学校とこうあつて、これが整つてから陸上自衛隊駐屯地を設置するところなるわけですけども、ヘリポートですから滑走路の要る攻撃機や爆撃機は来ないとは思いますが、しかしいわゆる県のヘリポートがありながら、自衛隊のヘリポートを造るということは、県のヘリポートではいわゆる用を足さないヘリコプターの訓練があると。今アメリカと日本の持っているヘリコプターと言えば、普通のヘリポートでは間に合わないヘリコプターの訓練というたらオスプレイしかないんです。オスプレイしか。そして同時に自衛隊の持っている大型のヘリコプターです。それしかないわけですね。だからオスプレイにしても、もう和歌山県まで来ていますから、オレンジルートが和歌山県まで来ていますから、その

先が五條市ですからね、五條市に自衛隊ヘリポートができれば、和歌山県まで来ている米軍のヘリポートが必ず演習に来ることになると見ておかなければなりませんね。オスプレイは今米軍だけですけれども、今度自衛隊は十七機購入するんですよ。その十七機分の五機分はもう去年の予算で予算化して、残りの十二機分は新年度予算、来年の三月の予算に組み込むということになっております。だから日本国中は墜落の多いオスプレイだらけになると。なぜこんな危険なやつをアメリカはほかさずに使うのか、また日本もそれを購入するのかというのは、皆さんもお分かりやと思いますね、いわゆるこれはジャングルの中にもでも着陸できるわけです。滑走路要りませんからね。ジャングルの中でも着陸して、飛び立つときは一定高度まで飛び立って、そこからまっすぐ飛行せんときは、プロペラは飛び立つときはヘリコプター式のプロペラで、まっすぐ前進するときは飛行機と同じ位置にプロペラが移動するということですね。だから二、〇〇〇メートル、三、〇〇〇メートルの滑走路は要りませんからね、戦争にもってこないんですね。どこのジャングルでも降りられるわけですからね。まあそういうオスプレイが、五條市の自衛隊ヘリポートができればもう必ず来ると見ておかなければならないと、墜落させへんでも音と爆風と熱風は体験した人しか分からないぐらい激しいものですからね。だから周辺五條市民の皆さん方には、大変な日頃の迷惑と危険を及ぼすということは間違いないと思います。

だから、こういう日本国憲法と自衛隊法の枠を超えて海外に派遣されて、国連も認めていないような無謀な戦争に協力させられるというのは食い止めらなありません。今の法律を廃案にしてこそ、それを食い止めることになりすけれども。食い止めるとともに、誘致を新たにすることというのはもうやめて、それよりも世界中の武力紛争は、まず核兵器をなくして世界中の国々の軍事力は減らしていくという流れが今どんどん進んでいるわけですから、その流れに我々も乗って、現在、奈良県以外に全国陸上自衛隊の基地があるらしいですけれども、その基地も海外派兵用の基地にさせないで、だんだん縮小して世界平和に貢献していくという、この立場が今五條にも必要ではないかなというふうには判断しますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

安全保障関連法案につきましては、国会の会期も延長され衆議院での審議に引き続き、現在も参議院で審議されております。本市といたしましては、我が国の安全保障に関する事項は、国政の場でしっかりと議論されることであると思っております。

今国会で安全保障関連法案が整備されたとしても、本市が県と連携して誘致要望をしておりますヘリポートを含む陸上自衛隊駐屯

地につきましては、南海トラフ巨大地震等の大規模災害において、本市のみならず紀伊半島全域の救援・救助の後方拠点となり得るものであり、また、市の活性化のためにも陸上自衛隊駐屯地の誘致を見直すことはございません。

次に、米軍と自衛隊の事故状況についてであります。これにつきましても、事故が生じた自治体ではありませんので、市として意見を述べる立場にはありませんが、事故が起きました自治体からは、事故を起こした米軍並びに自衛隊に対し、厳重な再発防止を申し入れており、今後の訓練の実施に当たっては、十分に安全が確保されていくものと認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 御存じのように荒井知事と太田市長は七月十六日、陸上自衛隊ヘリポート及び陸上自衛隊駐屯地誘致の候補地として、五條市の阿田峯公園南西台地地区とプレディアゴルフ地区を防衛大臣と陸上幕僚長に要望しました。私たちは奈良県の中の五條市に、陸上自衛隊駐屯地とヘリポートをすることは災害支援というメリットはあっても、それ以上に危険性の方が大きいと、現在審議されている国会の法律が例えストップできても、過去には日本の政府の特別措置法でアメリカの国連が認めていない不法なイラク戦争に自衛隊は協力させられてきているわけですね。こういうこともこれから自衛隊駐屯地を誘致すれば、起こることを考えていたらあきませんけれども、国連が認めていないような不法なアメリカの戦争に協力するということは、中国や北朝鮮が攻めてきたらというように言う前に、日本の政府防衛省の命令によって自衛隊が世界平和を脅かすアメリカの不法なイラク戦争に協力してきたという、この事実を明らかにして、まず反省すべきではないかと思えます。それをせずに中国・北朝鮮が攻めてくるという、この見解で今法律を提案してきたわけですが、五條市へ陸上自衛隊駐屯地を誘致する場合でも、災害面のメリットだけを見るのではなしに、もう既に過去には世界平和を脅かすアメリカの不法な戦争に日本の政府と防衛省の命令で自衛隊が協力してきているんだと、そういう自衛隊が奈良県五條市に来てもらうのはよくありませんよと、この見解が私は必要だと思えます。

そういう趣旨で、この間の九月二日、太田五條市長に駐屯地及びヘリポートの誘致に反対する署名を約一千四百筆提出させていただいております。したがって、五條の市民の皆様方の関心も高まっておりますけれども、奈良県中の皆さん方にこの問題も関心が広がっておりますから、今私が申し上げました趣旨をよく理解されて、災害の原因をなくすことの先頭に立って、本当の日本と世界の平和に貢献する五條市と奈良県、そして日本の政治にしていくなために、頑張ってくださいますように申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。

どうも御苦勞様でございました。

○議長（窪 佳秀）以上で、十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、二時四十五分まで休憩いたします。

午後二時三十分休憩に入る

午後二時四十五分再開

○議長（窪 佳秀）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

現在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第二、報第十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）報第十八号 専決処分の報告、承認を求めることについて（平成二十七年五條市一般会計補正予算（第二号））。

○議長（窪 佳秀）報告を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第十八号、平成二十七年五條市一般会計補正予算（第二号）の専決処分の報告、承認を求めることにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、去る、七月十六日から十七日に掛けて発生いたしました台風十一号災害について、特に緊急を要する対応について、地方自治法第七十九条第一項の規定により専決処分としたため、同条第三項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十七年五條市一般会計補正予算書（第二号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算にそれぞれ七百二十五万円を追加するものでございまして、これに伴う予算総額は二百一億

三千百六万円となる場合がございます。

それでは、歳出の主な項目について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、五ページ下段の歳出の項を御覧いただきたいと存じます。

初めに、八款消防費、一項消防費、五目災害対策費、十九節負担金補助及び交付金の百二十五万円でございますが、市単独災害対策補助金を予算化する場合がございます。被災した住居等の二次災害防止対策に必要な経費のうち、規定の範囲内で補助を行うため、当該所要額を計上いたしております。

次に、十款災害復旧費、二項公共土木施設災害復旧費、一目道路橋梁災害復旧費、十二節役務費の六百万円でございますが、被災した市道の土砂及び倒木の撤去を行うため、当該所要額を計上いたしております。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただききたいと思います。

歳入予算につきましては、二十一款市債において七百二十五万円を追加いたしまして、歳出との均衡を図ったところでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしく御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第十八号の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第三、議第四十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第四十九号 五條市個人情報保護条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明を求めます。 福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦） ただいま上程いただきました議第四十九号、五條市個人情報保護条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書三ページを御覧願います。

この条例の改正理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い所要の整備を行うものでございます。従来からの個人情報という言葉で定義されるものに加えまして、マイナンバー法の施行に伴いまして、新しく特定個人情報という言葉で定義されるものができたことによりまして、各条文の文言を整理するものでございます。

議案書四ページをお願いします。

第一条でございますが、従来の五條市個人情報保護条例の第一条で条例に必要な文言の整理を行うこととし、第二条関係では特定個人情報ファイルの定義について定めております。

第六条の二では、特定個人情報について、五條市個人情報保護審査会の意見を聞く場合を定めております。

五ページに移りまして、第九条の二、第九条の三では、特定個人情報の利用及び提供の制限について定めております。

六ページに移っていただきまして、第十三条関係では特定個人情報の開示請求に関する規定を加えることといたしております。

第十四条関係では、個人情報の開示方法に情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法を加えることとし、第二十一条、第二十三条関係では特定個人情報情報を個人情報削除方法及び利用の中止請求の対象から除くこととし、第二十四条の二関係では特定個人情報の利用停止請求権について定め、第二十九条関係では条例の適用除外について特定個人情報に係る規定を加えることといたしております。

次に、七ページ中ほど少し下でございますが、第二条による改正は、従来の五條市個人情報保護条例の第二条で情報提供等記録の定義について定めることとし、第九条の二関係では目的外利用の対象となる特定個人情報から情報提供等記録を除くことといたしております。

第二十条の二関係でございますが、情報提供等記録を訂正した場合の提出先等への通知について定めることといたしております。

ページをめくっていただきますと、八ページ第二十四条の二関係では、利用停止請求の対象となる特定個人情報から情報提供等記録を除くことといたしております。

なお、附則において、施行期日につきましては、第一条の規定については平成二十七年十月五日とし、第二条の規定につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、附則第一条第五項に掲げる規定の施行日といたしております。

以上で議第四十九号の提案理由の説明が終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第四、議第五十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第五十号 職員の退職手当に関する条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦）ただいま上程されました議第五十号、職員の退職手当に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書九ページを御覧願います。

この条例の改正理由につきましては、平成二十四年に制定されました被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成二十七年十月一日に施行されることに伴い、これを引用しております本条例の文言の整備を行うものでございます。

それでは、改正内容について、説明を申し上げます。

十ページを御覧願います。  
内容でございますが、条例第三条第二項中、地方公務員等共済組合法第八十四条第二項を厚生年金保険法第四十七条第二項に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、この条例は平成二十七年十月一日から施行することといたしております。

以上で議第五十号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第五、議第五十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第五十一号 五條市手数料徴収条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。稲次すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 稲次登壇〕

○すこやか市民部長（稲次裕美）ただいま上程いただきました議第五十一号、五條市手数料徴収条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の十一ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、国民一人一人に個人番号が付番され、平成二十七年十月から通知カードにより、本人に通知されることとなります。

また、申請に基づき、平成二十八年一月からは、個人番号カードの交付が始まります。両カードの再交付に係る手数料を規定するため、五條市手数料徴収条例の一部を改正するものです。

主な改正内容につきまして説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十二ページを御覧いただきたいと存じます。

通知カード及び個人番号カードの初回交付手数料につきましては、国庫補助対象となっていくことから住民の皆様への負担はありません。しかし、紛失等により「再交付」となる場合の手数料経費につきましては、国庫補助の対象とはならないことが国から示されております。受益者負担の考え方から、手数料を御負担いただくこととなります。

なお、カード等の原価を考慮して総務省から示されている再交付手数料相当経費は通知カードが五百円、個人番号カードが八百円であることから同額を再交付手数料として規定するものです。

個人番号カードの交付が始まると同時に住民基本台帳カードの交付は終了するため、別表第二項第四号「住民基本台帳カードの交付又は再交付手数料」を削り、別表第十三項を第十四項に繰り下げ、第十三項に通知カードと個人番号カードの再交付に係る手数料について定めることとしました。

附則につきましては、この条例の施行期日を規定しております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第六、議第五十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第五十二号 五條市環境衛生施設周辺整備事業に伴う集会所設置条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。辻産業環境部長。

〔産業環境部長 辻 信彦登壇〕

○産業環境部長（辻 信彦）ただいま上程いただきました議第五十二号、五條市環境衛生施設周辺整備事業に伴う集会所設置条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書十四ページを御覧ください。

今回の条例改正の理由につきましては、公の施設、いわゆる行政財産として位置付けられている越替町集会所を普通財産とするためであります。

越替町集会所は、平成十七年の西吉野村・大塔村との合併による二村のごみの受け入れに係る同意条件として集会所増築の条件が提示され、平成十九年九月二十一日付けにおいて設置条例を制定し、増築工事を実施いたしました。

しかしながら、平成二十六年越替自治会の環境保全委員会において、本来、集会所はみどり園建設時の平成六年六月一日付けの覚書で、普通財産で越替自治会が使用できる内容になっているとの申し出がございました。

また、平成二十七年五月二十日付けで、このことについての要望書が提出されました。

これらのことにより、越替町集会所の位置付けを、集会所建設時の覚書の内容に戻すべく、当該条例第三条にある「越替町集会所」を削除するものであります。

附則につきましては、本条例は公布日から施行するものと定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審査の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第七、議第五十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第五十三号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦）ただいま上程いただきました議第五十三号、五條市過疎地域自立促進計画の一部変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入ります、お手元の議案書十六ページをお願いします。

この計画の変更でございますが、過疎対策におけるハード事業として、やまと広域環境衛生事務組合負担金、ごみ処理中継施設整備事業及び牧野小学校プール改良事業に対して、またソフト事業としてごみ集積所情報管理事業、ごみ処理中継施設基本計画策定事業及び学校教育関連施設等耐震診断事業に過疎対策事業債を充てることができるようにするため、その変更について議決を求めるものでございます。

お手元の議案書の十七ページをお願いします。

本計画の四、生活環境の整備、(一)現状と問題点、③ごみ処理施設中「また、」の次に「近隣市町村や関係機関と連携して」を加え、(二)その対策、③ごみ処理施設を、「ごみ処理については、既存の安定型最終処分場の適正な維持管理や資源回収体制の整備を図るほか、ごみ処理の効率化と環境への配慮を図るため、広域連携による新焼却施設について整備を行う。また、ごみ集積所の位置情報等の適切な管理を行い、不法投棄の監視体制を維持し、不法投棄の発生を防止するなど快適な環境まちづくりを推進する。」に改めます。

表でございますが、十八ページの上段の表では、やまと広域環境衛生事務組合負担金とごみ処理中継施設整備事業、十八ページ一番下の表でございますが、ごみ集積所情報管理事業、ごみ処理中継施設基本計画策定事業が加筆されます。

この改正によりまして、やまと広域環境衛生事務組合負担金、ごみ処理中継施設整備事業、ごみ集積所情報管理事業及びごみ処理中継施設基本計画策定事業を過疎対策事業債の充当事業とすることが可能となります。

十九ページに移りまして、七、教育の振興、(二)その対策①小・中学校中「特に児童生徒の安全に配慮し、校舎等の改築」の次に「・改良」を加えまして、同②高等学校を「現在の社会情勢や生徒の志向に対応した教育の推進を図る。施設整備については、特に生徒の安全性に配慮し、校舎等の改築・改良を推進するとともに、校舎等の耐震診断の結果に基づき改修等を実施する。」に改めます。

表でございますが、下の方の表で、水泳プール、その横の事業内容でございますが、牧野小学校プール改良事業が加筆されます。この改正によりまして、牧野小学校プール改良事業、高等学校についての学校教育関連施設等耐震診断事業を過疎対策事業債の充当事業とすることが可能になります。

以上で議第五十三号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(窪 佳秀) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第八、議第五十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第五十四号 平成二十七年五條市一般会計補正予算（第三号）議定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第五十四号、平成二十七年五條市一般会計補正予算（第三号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十七年五條市一般会計補正予算書（第三号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、一億二千七百七十九万五千円を追加するものでございまして、これに伴う予算総額は、歳入歳出共に二百二億五千八百八十五万五千円となるとございまして。

続きまして、歳出予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、九ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、六目財産管理費、十四節使用料及び賃借料の七万九千円でございますが、土地借上料の追加でございます。現在、減免扱いとなっている市借上土地への固定資産税及び都市計画税の課税実施にあたりまして、現行借地料の変更が必要となったため、所要の経費を計上いたしております。

次に、同項七目企画費、八節報償費の二千三百万円でございますが、ふるさと寄附金お礼品代の追加でございます。当該寄附件数の増加に伴い、今後予算の不足が見込まれるため、所要の経費を計上いたしております。

次に、同目十三節委託料の七百三十一万二千元でございますが、地域資源活用事業業務委託料を予算化するものでございまして、地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）の上乗せ分を活用いたしまして、旧五新線の今後の利活用に向けましてトンネル、生子・親房・屋那瀬の点検の実施に要する経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を国支出金として見込んでおります。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、九目老人福祉施設費、十三節委託料の一千百三十万円でございますが、基本計画策定業務委託料の追加でございます。花咲寮の建て替えに伴う基本計画等の策定に要する経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を地方債として見込んでおります。

次に、同項十六目在宅介護支援センター費、十四節使用料及び賃借料の二千元でございますが、土地借上料の追加でございます。財産管理費と同様の事由により、現行借地料の変更が必要となったため、所要の経費を計上しております。

次に、五款農林業費、二項林業費、二目鳥獣対策費、十六節原材料費の四千二百五十七千円でございますが、県補助金の認証増による鳥獣害防止対策材料費の追加でございます。イノシシや鹿による鳥獣害から農林産物を防護するため、自治会において設置する金網柵及び電気柵の購入に要する経費を計上しております。

なお、当該経費のうち、三千五百七十四万八千円を県支出金として見込んでおります。

次に、同目十八節備品購入費の百六十二万円でございますが、県補助金の認証による食肉処理加工施設用備品購入費の追加でございます。当該加工施設において、異物混入のない安全・安心なジビエの生産に用いる食肉用金属探知機の購入に要する経費を計上しております。

なお、当該経費のうち、八十二万五千円を県支出金として見込んでおります。

恐れ入りますが、十ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、六款商工費、一項商工費、三目観光費、十一節需用費の七百万円並びに十八節備品購入費の百万円でございますが、県補助金の認証により、施設修繕料及び備品購入費を予算化するものでございまして、西吉野町平雄地内において、民家を無償で借り上げ、市外からの移住を促進するため『短期滞在型移住体験住宅』の整備に要する経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、四百万円を県支出金として見込んでおります。

次に、八款消防費、一項消防費、二目非常備消防費、十四節使用料及び賃借料の六千円でございますが、土地借上料の追加でございます。

財産管理費と同様の事由により、現行借地料の変更が必要となったため、所要の経費を計上いたしております。

次に、九款教育費、二項幼稚園費、一目幼稚園費、十四節使用料及び賃借料の三千円でございますが、土地借上料の追加でございます、財産管理費と同様の事由により、現行借地料の変更が必要となったため、所要の経費を計上いたしております。

恐れ入りますが、十一ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、同款三項小学校費、二目教育振興費、十四節使用料及び賃借料の百六十万円でございますが、補助金の認証により、情報機器等借上料を予算化するものでございまして、小規模校の阪合部小学校と連携校となる野原小学校を情報通信機器で結び、指導方法の開発や学習効果の検証を行うため、必要となるタブレット端末や授業支援ソフトウェア等の借り上げに要する経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を県支出金として見込んでおります。

次に、九款教育費、六項社会教育費、四目地区公民館費、十四節使用料及び賃借料の四十三万四千円でございますが、土地借上料の追加でございます、財産管理費と同様の事由により、現行借地料の変更が必要となったため、所要の経費を計上しております。

次に、同項十七目町並保存総務費、十四節使用料及び賃借料の三万二千円でございますが、土地借上料の追加でございます、財産管理費と同様の事由により、現行借地料の変更が必要となったため、所要の経費を計上いたしております。

次に、十款災害復旧費、二項公共土木施設災害復旧費、一目道路橋梁災害復旧費、十一節需用費の十五万円並びに十五節工事請負費の三千二百二十万円でございますが、道路災害復旧工事費の追加でございます、去る七月発生の台風十一号並びに過年度に被災した市道奥谷西新子線外四路線について復旧を行うため、所要の経費を計上しております。

なお、当該経費のうち、一千二百万円を国支出金として見込んでおります。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、一款市税において五十五万二千円を、十二款分担金及び負担金において六百三十万九千円を、十四款国庫支出金において一千九百三十一万二千円を、十五款県支出金において四千二百三十七万三千円を、二十款市債において五千九百四十四万九千円をそれぞれ追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 九ページですけれども、農林業費、鳥獣害対策費について少しお尋ねしたいと思います。

毎年、被害等に遭いまして、いろいろと国・県・市とお世話になって、柵を作っているわけなんですけれども、なかなか追い付かないような状態で、努力していただいていることは大変感謝いたす次第でございます。

そこでお聞きしたいのは、樹園地の中で市道又は農道、水兼道路が走る場合の市道横断について、横断溝を設けて柵の間に市道があった場合に、それを塞ぐか、塞ぐということはなかなか一般通行もありますのでできないので、テキサスゲートというゲートがあります。そのゲートについての補助金もここに入っておるのか。利用できるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいまの補正の中身は、テキサスゲートにつきましては計上いたしておりません。現在、奈良県ではテキサスゲートを使った補助制度がございます。今お話のあった市道であったり、道路の柵のできないような場所につきましては、大変有効だと聞いておりますので、現在県の方にその辺のこと申請いたしております。また県の方から農政局の方にも問合せをしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） ありがとうございます。

是非ともよろしくお願い申し上げます。

なぜかと言うと、道路の脇を全部柵で固めると柵の長さが倍要りますので、そのゲートがあることによって、鹿なりイノシシなりは歩いて来れないと、通行にも妨げがないということで、是非ともよろしくお願い申し上げます。

そして次に、六款の商工費の中の観光費で、今、修繕費の追加ということで、西吉野の民家ということだったのですけれども、お借りして

どういうことをされるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

民家の改修をいたしまして、移住体験ということで、期間としては最長一箇月程度過ぎていただいて、五條市の良さを実感していただくというような事業でございます。

以上でございます。

○議長（窪 佳秀） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀） 次に、日程第九、議第五十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 議第五十五号 平成二十七年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明を求めます。稲次すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 稲次裕美登壇〕

○すこやか市民部長（稲次裕美） ただいま上程いただきました議第五十五号、平成二十七年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十七年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を御覧いただきたいと存じます。まず、一ページにつきまして、説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ一千九百九十六万七千円を追加して、歳入歳出の予算総額を五十二億一千二百九十六万七千円とするものでございます。

次に、歳出につきまして、説明を申し上げます。

四ページ下段を御覧いただきたいと存じます。

十款諸支出金、一項償還金及び選付加算金、六目交付金返還金、二十三節償還金利子及び割引料一千九百九十六万七千円の増につきましては、平成二十六年度の退職者医療に係る療養給付費交付金の交付額が確定したことにより、超過交付分を社会保険診療報酬支払基金に対し返還するためものです。

次に、歳入につきまして説明を申し上げます。

同ページ上段を御覧いただきたいと存じます。

十款繰越金、一項繰越金、一目繰越金、一節繰越金一千九百九十六万七千円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十、議第五十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第五十六号 平成二十七年五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。河村あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 河村康友登壇〕

○あんしん福祉部長（河村康友）ただいま上程いただきました議第五十六号、平成二十七年五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十七年五條市介護保険特別会計補正予算書（第二号）を御覧いただきたいと存じます。

まず、一ページにつきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算額につきましては、歳入歳出それぞれ八千五百八十三万三千円の追加をし、歳入歳出の予算総額を三十八億三千八万三千円とするものでございます。

それでは、五ページの歳出から御説明を申し上げます。

四款基金積立金、一項基金積立金、一目介護保険財政調整基金積立金四千五百八十七万七千円につきましては、平成二十六年年度決算余剰金から償還する金額を差し引いた残高を基金へ積立てるものでございます。

次に、五款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金三千五百七十七万六千円につきましては、平成二十六年年度介護保険特別会計の精算によります、国庫・県費・支払基金への返還金でございます。

次に、四ページの歳入につきまして、御説明を申し上げます。

五款支払基金交付金、一項支払基金交付金、一目介護給付費交付金五百八十四万四千円につきましては、過年度分の精算によります介護給付費負担金の追加でございます。

次に、八款繰越金、一項繰越金、一目繰越金で、前年度繰越金七千五百七十七万九千円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十一、認第一号から認第十号までの十議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）認第一号、平成二十六年年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について。

認第二号、平成二十六年五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。  
認第三号、平成二十六年五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。  
認第四号、平成二十六年五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。  
認第五号、平成二十六年五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について。  
認第六号、平成二十六年五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。  
認第七号、平成二十六年五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について。  
認第八号、平成二十六年五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。  
認第九号、平成二十六年五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。  
認第十号、平成二十六年五條市水道事業会計決算認定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。西尾会計管理者。

〔会計管理者 西尾佳子登壇〕

○会計管理者（西尾佳子）ただいま上程をいただきました認第一号から認第十号までの平成二十六年五條市一般会計、各特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十六年五條市歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存じます。

二ページから三ページをお開き願います。

五條市会計別歳入歳出決算総括表により、要点のみにつきまして御説明申し上げますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、認第一号の一般会計につきましては、歳入歳出予算現額二百三十億六千九百八十三万二千七百三十円に對しまして、収入済額百九十四億二千四百五十九万九千九百四十九円、支出済額百八十九億四千八百八十三万五千七百五十三円でございます。歳入歳出差引額は四億七千八百六十一万六千九百九十六円でございます。

また、翌年度への繰越すべき繰越事業費は三十二億四千四百二十万四千二百八十円でございます。恐れ入りますが、決算書の三百八十二ページを御覧願います。

実質収支に関する調書でございます。

区分四の、翌年度へ繰り越すべき財源が、先ほど申し上げました繰越事業費のうち、一億四千八百六十万六千七百六十円でございます。

したがって、区分三の歳入歳出差引額は四億七千八百六十一万六千九百九十六円から、これを差し引きいたしました平成二十六年一般会計の実質収支額は、三億三千万九千四百三十六円の黒字決算でございます。

それでは、先ほどの二ページから三ページにお戻り願います。

続きまして、認第二号の国民健康保険特別会計につきまして、御説明を申し上げます。

予算現額四十六億四千四百五万五千円に対しまして、収入済額四十五億三千二百三十六万三千五百六円、支出済額四十四億七千五百五十八万八千七百七十円でございます。歳入歳出差引額は六千八十万四千六百九十九円の黒字決算となり、このうち国民健康保険財政調整基金に三千万円を繰り入れ、残り三千八十万四千六百九十九円を平成二十七年へ繰越いたしました。

この内容につきましては、決算書の四百二十ページに計上してございますので、後ほど御清覧いただきたいと存じます。

次に、認第三号の簡易水道特別会計につきましては、予算現額五億九千七百八十五万五千円に対しまして、収入済額四億五千七百五十万九千三百三十二円、支出済額四億四千五百三十四万二千三百三十二円でございます。歳入歳出差引額は一千二百十六万七千円となります。

なお、平成二十七年へ繰越事業に伴う繰越すべき財源が、繰越事業費一億二千二十五万二千円のうち一千二百十六万七千円でございますので、これを差し引きいたしました平成二十六年の実質収支はゼロ円の決算となります。

この内容につきましては、決算書の四百四十二ページに計上してございますので、後ほど御清覧いただきたいと存じます。

次に、認第四号の下水道事業特別会計につきましては、予算現額十一億八千九十万円に対しまして、収入済額十一億三千八百九十九万七千七百七十七円、支出済額十一億三千二百二十四万二千七百七十七円でございます。歳入歳出差引額は六百七十五万五千円となります。

なお、平成二十七年へ繰越事業に伴う繰越すべき財源が、繰越事業費二千五百十万円のうち、六百七十五万五千円でございますので、これを差し引きいたしました平成二十六年の実質収支はゼロ円の決算となります。

この内容につきましては、決算書の四百六十六ページに計上してございます。後ほど、御清覧いただきたいと存じます。

次に、認第五号の墓地事業特別会計につきましては、予算現額四百三十九万九千九百九十三円、収入済額三百二十七万九千九百九十三円、支出済額三百二十七万九千九百九十三円でございます。これを差し引きいたしました平成二十六年の実質収支はゼロ円の決算となります。

次に、認第六号の介護保険特別会計につきましては、予算現額三十八億二千五百七十六万六千円に對しまして、収入済額三十六億五百三十六万四千四百円、支出済額三十五億二千九百五十八万四千六百八十一円に對しまして、歳入歳出差引額は七千五百七十七万九千三百六十三円の決算となります。

次に、認第七号の大塔診療所特別会計につきましては、予算現額五千二百六十万円に對しまして、収入済額三千九百三十万九百五十五円、支出済額三千九百三十万九百五十五円に對しまして、これを差し引きいたしました平成二十六年度の実質収支はゼロ円の決算となります。

次に、認第八号の農業集落排水事業特別会計につきましては、予算現額四百三十万円に對しまして、収入済額四百三十一円、支出済額四百三十一円に對しまして、これを差し引きいたしました平成二十六年度の実質収支はゼロ円の決算となります。

次に、認第九号の後期高齢者医療特別会計につきましては、予算現額四億三千九百六十八万五千円に對しまして、収入済額四億二千三百九十七万四千五百五十五円、支出済額四億二千二百六十五万八千八百五十五円に對しまして、歳入歳出差引額は四十三万八千六百円の決算となります。

次に、認第十号の五條市水道事業会計につきまして御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十六年度五條市水道事業会計決算書を御覧いただきたいと存じます。

一ページから二ページをお開き願います。

決算報告書により御説明を申し上げます。

まず、(一) 収益的収入及び支出では、収入第一款水道事業収益の決算額は、八億五千四百九十九万二千三百五十七円、支出第一款水道事業費用の決算額は、七億五千九百四万九千六百六十七円に對しまして。

次に、(二) 資本的収入及び支出では、収入第一款資本的収入の決算額は、三億五千三百九十三万七千八百八十六円、支出第一款資本的支出の決算額は七億三千九百九十七万十円に對しまして。

なお、資本的収入額が資本的支出額に對して不足する額、三億八千六百三十二万二千八百二十四円に對しましては、一番下の表の欄外にございますとおり、繰越工事資金八千二百八十二万一千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額四千八百八十五万七千八百十六円、現年度分損益勘定留保資金一億七千六百七十二万四千二百七十二円、減債積立金取崩七千六百四十四万二千円、建設改良積立金取崩八百八十七万七千七百三十六円をもって補填した次第でございます。

次に、三ページをお開き願います。

平成二十六年五條市水道事業損益計算書でございます。

下から二行目のとおり、当年度純利益は、五千三百十八万八千七百七円でございます。これは一、営業収益、三、営業外収益、五、特別利益の合計から、二、営業費用、四、営業外費用、六、特別損失の合計を差し引きしたものでございます。

なお、下から四行目にございます前年度繰越利益剰余金四百四十三万九千三百四十九円と、下から三行目にございますその他未処分利益剰余金増減額十億五千九百六十万二千三百三十円を加算いたしました当年度未処分利益剰余金は十一億一千七百二十二万三千二百八十六円でございます。

この剰余金につきましては、五ページをお開き願います。

下の方に、平成二十六年五條市水道事業剰余金処分計算書（案）がございます。

一、当年度未処分利益剰余金十一億一千七百二十二万三千二百八十六円につきましては、二、利益剰余金処分額（一）減債積立金三百万円、（二）建設改良積立金四千万円、（三）自己資本金十億五千九百六十万二千三百三十円、三、翌年度繰越利益剰余金九百六十二万五千五百六円として処分させていただきます。

以上で認第一号から認第十号までの各会計の決算につきましての御説明を終わらせていただきます。御議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員から決算並びに財政及び経営健全化の審査意見を求めることにいたします。川元憲釋代表監査委員。

〔代表監査委員 川元憲釋登壇〕

○代表監査委員（川元憲釋）ただいま発言の許可をいただきましたので、平成二十六年五條市一般会計、特別会計、基金会計の運用状況調査、水道事業会計の決算並びに平成二十六年五條市財政及び経営健全化の監査委員の審査意見を報告させていただきます。

お手元の別冊『五條市決算及び財政（経営）健全化審査意見書』を御覧願います。

意見書の三ページからは、一として各会計の総括、八ページからは、二として一般会計、三十六ページからは、三として各特別会計、六十ページからは、六として各基金会計などの運用状況調査、八十一ページからは公営企業会計の各決算審査で、さらに百二ページからは、財

政及び経営健全化の審査であります。

順次、お聞き願います。

初めに、一ページの第一の審査の対象会計は、平成二十六年度の一般会計を始め国民健康保険特別会計など八特別会計の決算及びこれらの会計の附属書類並びに土地開発基金など十五の基金の運用状況調書であります。

第二の審査期間は、一般会計ほかは、六月十二日から七月三十一日までの間、水道事業会計については、五月十五日から六月二十五日までの間に、議会選出の監査委員とともに、事務局職員を補助に実施しました。

二ページの、第三の審査の方法は、市長から提出された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金運用状況調書と関係諸帳簿と照合し、計数の正確性、予算の執行状況並びに水道事業会計については、経営成績及び財政状況が適正に表示されているかについて検討し、併せて必要に応じ関係職員から説明を聴取し審査を実施いたしました。

第四審査の結果といたしましては、審査に付されました、各会計の決算は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であり、また、予算執行状況及び財政状況が適正に表示されており、概ね適正であると両監査委員が認めたところであります。

第五審査の意見につきましては、別冊の六十五ページに一般会計について、六十七ページには二として特別会計について、六十九ページには三として基金運用状況調書について概要を掲載させていただいております。

先に、議会から御指摘のありました繰越事業につきましては、平成二十六年では、まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定支援事業など四十件でありました。これらについて、担当課に繰越の詳細な理由を聴取した結果、多くは国の補正予算など国の経済対策によりやむを得ない理由でありました。しかし、一部単独事業もありましたので、今後は計画的に事業を進めるよう指摘したところであります。

次に、八十一ページの水道事業会計については、平成二十六年でも、給水原価が供給単価を四年連続して上回っていることが懸念されることとあります。今年度は、地方公営企業会計制度の改正により財務諸表の変更もあり、特に大きな差が出たところであります。今後の経営の合理化を強く求めるものであります。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく一般会計などの「財政の健全化」及び水道事業会計の「経営の健全化」についての審査の意見であります。

これは、決算を議会に提出する際には、一般会計などにおいては、「健全化判断比率」、具体的には、①実質赤字比率、②として連結実質

赤字比率、③として実質公債費比率及び④として将来負担比率並びに法非適用事業を含む公営企業の⑤として資金不足比率の五項目から算出し、「財政の健全化」の基準を、また公営企業会計についても、「資金不足比率」を算出し、「経営の健全化」の判断基準を設けるもので、「自治体の財政の健全度」を測る「ものさし」となるものであります。

その算定の基礎となる書類などを法令などに照らし、算出の基礎となる数値などに誤りがないかなどを中心に、監査委員の審査に付し、その結果を議会に報告するもので、その比率が、『早期健全化基準及び経営健全化基準』の数値を超える市町村は、イエローカードといえる、早期健全化計画あるいはレッドカードの財政再生計画を策定し、早急に改善に取り組まなくてはならないことにつきましては、議員各位には御案内のとおりであります。

それでは、別冊審査意見書の百二ページをお開きください。

その平成二十六年五條市財政及び経営健全化審査意見書でありまして、これは一般会計を始め八つの特別会計、六つの一部事務組合と土地開発公社など市の関わる全ての会計を合わせたもので、その財政指標の算出であります。

第一、審査の概要では、財政及び経営健全化審査について、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成され、表示されているかどうかを主眼に審査を実施いたしました。

第二、審査の期日は、去る七月三十一日に実施いたしました。

第三、審査の方法は、市長から提出された関係諸帳簿と照合し、計数の状況について検討し、併せて必要に応じ、市の財政担当者を始め水道事業会計の担当職員から議会選出監査委員並びに事務局職員とともに、説明を聴取して審査を実施したところであります。

第四、審査の結果といたしましては、これらの基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成され、表示されていることを両監査委員が認めたところであります。

第四の審査の結果としての数値については、健全化判断比率及び資金不足比率として掲載させていただいております。

また、第五、審査の意見といたしましては、百三ページであります。前のページの「平成二十六年五條市比率」の数値と併せて御覧いただければ分かりやすいかと思っております。

まず、一般会計及び特別会計など五つの特別会計の健全化判断比率のうち、①の実質赤字比率及び②の連結実質赤字比率については、赤字でないもので、いずれも、早期健全化計画などの策定には該当いたしません。

次に、③の実質公債費比率については、一五・四パーセントで、早期健全化基準の二五・〇パーセント及び④の将来負担比率についても、一二・五・三パーセントで、これも早期健全化基準の三五・〇・〇パーセントと比較すると、本市においては、いずれもこれを下回っております。さらに、法非適用企業の簡易水道特別会計などの三つの特別会計の資金不足比率についても、資金不足が生じていないので、経営健全化計画などの策定には該当いたしません。

次に、一〇四ページの平成二十六年五條市水道事業経営健全化審査意見書がありますが、法適用の企業会計は、本市では水道事業会計のみであります。

審査方法などについては、一般会計と同じ方法で同時に実施いたしました。

資金不足比率についても、資金不足が生じていないので、経営の健全化のための計画を定めることには該当いたしません。

なお、今回の法の求めております早期健全化基準及び経営健全化基準の設定基準の数値を全て下回っておりますので、本市においては健全段階となりますが、これで市の財政が健全であるかのような印象を受けますが、決してそうではありません。

少子高齢化の進む中、本市の人口も減少がみであり、大規模な事業が控えております。財政状況がますます厳しくなる昨今、なお一層の市政運営全般の経費削減と合理化の遂行に、また、水道事業会計においても、なお一層の経営の合理化に取り組みをされることを望むものであります。

なお、計数などの詳細については、後刻御清覧くださいますようお願いいたします。

以上で平成二十六年の五條市一般会計及び特別会計の決算、基金会計の運用状況調書及び水道事業会計決算並びに平成二十六年の五條市財政及び経営健全化の監査委員の審査意見の報告を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（窪 佳秀） 決算並びに財政及び経営健全化の審査意見が終わりました。（二十番の声あり） 十番議会運営委員会吉田雅範委員長。

○十番（吉田雅範） ただいま上程されております認第一号から認第十号までの十議案は、いずれも平成二十六年における各会計決算の認定でありますので、これら議案につきましては、特に慎重審議を期するため、例年のとおり決算審査特別委員会を設置していただきたいと思います。

なお、委員の数は七名とし、その選任については議長に一任いたしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）お諮りいたします。

ただいま吉田雅範議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、決算審査特別委員会を設置して、審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって本案は、決算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、決算審査特別委員会の委員の定数は七名として、選任につきましてはあらかじめ御協議願っておりますので、私から指名をいたしません。

一番養田全康議員、二番平岡清司議員、三番牧野雅一議員、五番吉田 正議員、九番山口耕司議員、十番吉田雅範議員、十一番益田吉博議員。

以上、七名の方をお願いいたします。

なお、正副委員長の選任並びに審査の日程等につきまして御協議賜りたいと思いますので、各位には本会議終了後、直ちに議長室に御参集願います。

○議長（窪 佳秀）この際、申し上げます。本日の日程第二、報第十八号 専決処分の報告、承認を求めることについて（平成二十七年五條市一般会計補正予算（第二号））につきましては、報告の後、採決をとっておりませんでしたので、ただいまから採決を行います。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（窪 佳秀） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日十二日から二十七日まで休会とし、次回二十八日午前十時に再開し、議案審議を行います。  
本日は、これをもって散会いたします。

午後四時三分散会